

○厚生労働省告示第百二十九号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十三条第二項第三号及び厚生労働大臣の定める評価療養及び選定療養（平成十八年厚生労働省告示第四百九十五号）第一条第一号の規定に基づき、厚生労働大臣の定める先進医療及び施設基準を次のように定め、平成二十年四月一日から適用し、厚生労働大臣の定める先進医療及び施設基準（平成十八年厚生労働省告示第五百七十四号）は、平成二十年三月三十一日限り廃止する。

平成二十年三月二十七日

厚生労働大臣 舛添 要一

厚生労働大臣の定める先進医療及び施設基準

1 総則

- 一 厚生労働大臣の定める評価療養及び選定療養（平成十八年厚生労働省告示第四百九十五号）第一条第一号に規定する厚生労働大臣が定める先進医療及び同号に規定する厚生労働大臣が定める施設基準は、次項各号及び第三項各号に掲げる先進医療並びに次項各号に掲げる先進医療ごとに当該各号に掲げる施設基準及び第三項各号に掲げる先進医療ごとに同項に規定する施設基準とする。

二 療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める揭示事項等（平成十八年

厚生労働省告示第七号。以下「揭示事項等告示」という。）第二第二号(二)に規定する届出に当たっては、次のいずれにも該当すること。

イ 地方社会保険事務局長に対して当該届出を行う前六月間において当該届出に係る事項に関し、不正又は不当な届出（法令の規定に基づくものに限る。）を行ったことがないこと。

ロ 地方社会保険事務局長に対して当該届出を行う前六月間において揭示事項等告示第二に規定する基準に違反したことがなく、かつ現に違反していないこと。

ハ 地方社会保険事務局長に対して当該届出を行う前六月間において、健康保険法（大正十一年法律第七十号）第七十八条第一項及び高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第七十二条第一項の規定に基づく検査等の結果、診療内容又は診療報酬の請求に関し、不正又は不当な行為が認められたことがないこと。

ニ 地方社会保険事務局長に対して当該届出を行う時点において、厚生労働大臣の定める入院患者数の基準及び医師等の員数の基準並びに入院基本料の算定方法（平成十八年厚生労働省告示第四百号）に規定する入院患者数の基準に該当する保険医療機関又は医師若しくは歯科医師の員数の基準に該当する保険医療機関でないこと。

三 次項各号又は第三項各号に掲げる先進医療については、次のイ及びロの規定によるほか、次項各号又は第三項各号に掲げる先進医療ごとに次項各号又は第三項に規定する施設基準に適合する

こと。

イ 保険医療機関において、当該療養を実施すること。

ロ 当該療養を主として実施する医師は、当該療養を実施する診療科（以下「実施診療科」という。）において、常勤の医師であること。

2 先進医療及び施設基準

一 高周波切除器を用いた子宮腺筋症核出術の施設基準

イ 主として実施する医師に係る基準

(1) 専ら産婦人科に従事し、当該診療科について十年以上の経験を有すること。

(2) 産婦人科専門医（社団法人日本産科婦人科学会が認定したものをいう。以下同じ。）であること。

(3) 当該療養について三年以上の経験を有すること。

(4) 当該療養について、当該療養を主として実施する医師又は補助を行う医師として二十例以上の症例（効果があると認められるものに限る。以下同じ。）を実施しており、そのうち当該療養を主として実施する医師として十例以上の症例を実施していること。

ロ 保険医療機関に係る基準

(1) 産婦人科を標榜していること。

- (2) 実施診療科において、常勤の医師が三名以上配置されていること。
- (3) 病床を二十床以上有していること。
- (4) 当直体制が整備されていること。
- (5) 緊急の場合における手術を実施する体制（以下「緊急手術体制」という。）が整備されていること。
- (6) 二十四時間院内検査を実施する体制が整備されていること。
- (7) 医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号）第一条の十一第二項第三号ハに掲げる医療機器の保守点検に関する計画の策定及び保守点検の適切な実施を確保するための体制（以下「医療機器保守管理体制」という。）が整備されていること。
- (8) 医療法施行規則第一条の十一第一項第二号に掲げる医療に係る安全管理のための委員会（以下「医療安全管理委員会」という。）が設置されていること。
- (9) 当該療養について五例以上の症例を実施していること。
- (10) 地方社会保険事務局長が届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月。以下「届出月」という。）から起算して六月が経過するまでの間は、一月に又は届出月以後（以下「届出後」という。）当該療養を二十例実施するまでの間は、一月に一回、地方社会保険事務局長に対し当該療養の実施状況について報告すること。

二 膝靱帯再建手術における画像支援ナビゲーション（前十字靱帯損傷又は後十字靱帯損傷に係るものに限る。）の施設基準

イ 主として実施する医師に係る基準

- (1) 専ら整形外科に従事していること。
- (2) 整形外科専門医（社団法人日本整形外科学会が認定したものをいう。以下同じ。）であること。

- (3) 当該療養について一年以上の経験を有すること。
- (4) 当該療養について、当該療養を主として実施する医師又は補助を行う医師として八例以上の症例を実施しており、そのうち当該療養を主として実施する医師として三例以上の症例を実施していること。

ロ 保険医療機関に係る基準

- (1) 整形外科を標榜していること。
- (2) 実施診療科において、常勤の医師が二名以上配置されていること。
- (3) 病床を有していること。
- (4) 当直体制が整備されていること。
- (5) 緊急手術体制が整備されていること。

(6) 二十四時間院内検査を実施する体制が整備されていること。

(7) 医療機器保守管理体制が整備されていること。

(8) 医療安全管理委員会が設置されていること。

(9) 当該療養について五例以上の症例を実施していること。

(10) 届出月から起算して六月が経過するまでの間又は届出後当該療養を二十例実施するまでの

間は、一月に一回、地方社会保険事務局長に対し当該療養の実施状況について報告すること。

三 凍結保存同種組織を用いた外科治療（心臓弁又は血管を用いるものであって、組織の凍結保存

及び外科治療を同一施設内で行うものに限る。）の施設基準

イ 主として実施する医師に係る基準

(1) 専ら外科、心臓血管外科、小児外科又は泌尿器科に従事し、当該診療科について十年以上の経験を有すること。

(2) 外科専門医（社団法人日本外科学会が認定したものをいう。以下同じ。）、心臓血管外科

専門医（特定非営利活動法人日本胸部外科学会、特定非営利活動法人日本血管外科学会又は

特定非営利活動法人日本心臓血管外科学会が認定したものをいう。以下同じ。）、小児外科

専門医（特定非営利活動法人日本小児外科学会が認定したものをいう。以下同じ。）又は泌尿

器科専門医（社団法人日本泌尿器科学会が認定したものをいう。以下同じ。）であること。

- (3) 当該療養について五年以上の経験を有すること。
- (4) 当該療養について、当該療養を主として実施する医師又は補助を行う医師として十五例以上の症例を実施しており、そのうち当該療養を主として実施する医師として十例以上の症例を実施していること。

ロ 保険医療機関に係る基準

- (1) 外科、心臓血管外科、小児外科又は泌尿器科及び麻酔科を標榜していること。
- (2) 実施診療科において、常勤の医師が三名以上配置されていること。
- (3) 麻酔科において、医師が配置されていること。
- (4) 臨床工学技士が配置されていること。
- (5) 病床を二百床以上有していること。
- (6) 当該療養を実施する病棟において、一日に看護を行う看護職員の数が、常時、入院患者の数が十又はその端数を増すごとに一以上であること。ただし、当該病棟において、一日に看護を行う看護職員の数が前段に規定する数に相当する数以上である場合には、当該病棟における夜勤を行う看護職員の数が、前段の規定にかかわらず、二以上であること。
- (7) 当直体制が整備されていること。
- (8) 緊急手術実施体制が整備されていること。

- (9) 二十四時間院内検査を実施する体制が整備されていること。
 - (10) 医療機器保守管理体制が整備されていること。
 - (11) 当該療養の実施又は継続の適否について、倫理的観点及び科学的観点から調査審議するため置かれた合議制の委員会（以下「倫理委員会」という。）が設置されており、必要なときは必ず事前に開催すること。
 - (12) 医療安全管理委員会が設置されていること。
 - (13) 日本組織移植学会において、組織移植を実施するものとして選定された施設であること。
 - (14) 当該療養について十例以上の症例を実施していること。
 - (15) 届出月から起算して六月が経過するまでの間は、一月に一回、地方社会保険事務局長に対し当該療養の実施状況について報告すること。
- 四 胎児心超音波検査（産科スクリーニング胎児超音波検査において心疾患が強く疑われる症例に係るものに限る。）の施設基準
- イ 主として実施する医師に係る基準
- (1) 専ら循環器科、小児科又は産婦人科に従事し、当該診療科について五年以上の経験を有すること。
 - (2) 循環器専門医（社団法人日本循環器学会が認定したものをいう。以下同じ。）、小児科専

門医（社団法人日本小児科学会が認定したものをいう。以下同じ。）又は産婦人科専門医であること。

- (3) 当該療養について一年以上の経験を有すること。
- (4) 当該療養について、当該療養を主として実施する医師として二十例以上の症例を実施していること。

ロ 保険医療機関に係る基準

- (1) 産婦人科を標榜していること。
- (2) 産婦人科において、常勤の医師が二名以上配置されていること。
- (3) 当該療養を主として実施する医師が専ら循環器科又は小児科に従事している場合にあつては、当該診療科において、常勤の医師が配置されていること。
- (4) 病床を有していること。
- (5) 当直体制が整備されていること。
- (6) 緊急手術体制が整備されていること。
- (7) 二十四時間院内検査を実施する体制が整備されていること。
- (8) 医療機器保守管理体制が整備されていること。
- (9) 倫理委員会が設置されており、必要なときは必ず事前を開催すること。

(10) 医療安全管理委員会が設置されていること。

(11) 当該療養について五例以上の症例を実施していること。

五 インプラント義歯（顎骨^{がく}の過度の吸収により、従来の可撤性義歯では咀嚼^{そしゃく}機能の回復が困難なものに限る。）の施設基準

イ 主として実施する歯科医師に係る基準

(1) 専ら歯科又は歯科口腔^{くわう}外科に従事し、当該診療科について五年以上の経験を有すること。

(2) 歯周病専門医（社団法人日本歯周病学会が認定したものをいう。以下同じ。）、口腔^{くわう}外科専門医（特定非営利活動法人日本口腔^{くわう}外科学会が認定したものをいう。以下同じ。）、補綴^{てつ}歯科専門医（社団法人日本補綴^{てつ}歯科学会が認定したものをいう。以下同じ。）又は日本口腔^{くわう}インプラント学会専門医（有限責任中間法人日本口腔^{くわう}インプラント学会が認定したものをいう。以下同じ。）であること。

(3) 当該療養について三年以上の経験を有すること。

(4) 当該療養について、当該療養を主として実施する歯科医師として十例以上の症例を実施していること。

ロ 保険医療機関に係る基準

(1) 歯科又は歯科口腔^{くわう}外科を標榜していること。

(2) 実施診療科において、当該診療科に係る五年以上の経験及び当該療養に係る三年以上の経験を有し、歯周病専門医、口腔外科専門医、補綴歯科専門医又は日本口腔インプラント学会認定医である常勤の歯科医師が三名以上配置されていること。

(3) 病床を有していること。

(4) 当該療養を実施する病棟において、一日に看護を行う看護職員の数が、常時、入院患者の数が十五又はその端数を増すごとに一以上であること。ただし、当該病棟において、一日に看護を行う看護職員の数が前段に規定する数に相当する数以上である場合には、当該病棟における夜勤を行う看護職員の数が、前段の規定にかかわらず、二以上であること。

(5) 当直体制が整備されていること。

(6) 医療機器保守管理体制が整備されていること。

(7) 医療安全管理委員会が設置されていること。

(8) 当該療養について十例以上の症例を実施していること。

(9) 届出月から起算して二月が経過するまでの間又は届出後当該療養を十例実施するまでの間は、一月に一回、地方社会保険事務局長に対し当該療養の実施状況について報告すること。

六 顎顔面補綴（腫瘍手術、外傷及び炎症その他の原因により顔面領域に生じた広範囲の実質欠損に係るものに限る。）の施設基準

イ 主として実施する医師又は歯科医師に係る基準

(1) 専ら形成外科又は歯科若しくは歯科口腔外科に従事し、当該診療科について五年以上の経験を有すること。

(2) 形成外科専門医（社団法人日本形成外科学会が認定したものをいう。以下同じ。）又は口腔外科専門医若しくは補綴歯科専門医であること。

(3) 当該療養について五年以上の経験を有すること。

(4) 当該療養について、当該療養を主として実施する医師又は歯科医師として五例以上の症例を実施していること。

ロ 保険医療機関に係る基準

(1) 形成外科又は歯科若しくは歯科口腔外科を標榜していること。

(2) 実施診療科において、当該診療科及び当該療養に係る経験をそれぞれ五年以上有し、形成外科専門医である常勤の医師又は口腔外科専門医若しくは補綴歯科専門医である常勤の歯科医師が二名以上配置されていること。

(3) 病床を有していること。

(4) 当該療養を実施する病棟において、一日に看護を行う看護職員の数が、常時、入院患者の数が十五又はその端数を増すごとに一以上であること。ただし、当該病棟において、一日に

看護を行う看護職員の数が前段に規定する数に相当する数以上である場合には、当該病棟における夜勤を行う看護職員の数が、前段の規定にかかわらず、二以上であること。

(5) 医療機器保守管理体制が整備されていること。

(6) 医療安全管理委員会が設置されていること。

(7) 当該療養について十例以上の症例を実施していること。

(8) 届出月から起算して六月が経過するまでの間又は届出後当該療養を十例実施するまでの間は、一月に一回、地方社会保険事務局長に対し当該療養の実施状況について報告すること。

七 顎関節症の補綴学的治療（顎関節症（顎関節内障、下顎頭の著しい変形及び顎関節円板の断裂を除く。）に係るものに限る。）の施設基準

イ 主として実施する歯科医師に係る基準

(1) 専ら歯科又は歯科口腔外科に従事し、当該診療科について五年以上の経験を有すること。

(2) 補綴歯科専門医又は日本顎関節学会認定医（有限責任中間法人日本顎関節学会が認定したものをいう。以下同じ。）であること。

(3) 当該療養について五年以上の経験を有すること。

(4) 当該療養について、当該療養を主として実施する歯科医師として十例以上の症例を実施していること。

ロ 保険医療機関に係る基準

- (1) 歯科又は歯科口腔外科を標榜していること。
 - (2) 実施診療科において、当該診療科及び当該療養に係る経験をそれぞれ五年以上有し、補綴
歯科専門医又は日本顎関節学会認定医である常勤の歯科医師が三名以上配置されていること。
 - (3) 医療機器保守管理体制が整備されていること。
 - (4) 医療安全管理委員会が設置されていること。
 - (5) 当該療養について十例以上の症例を実施していること。
 - (6) 届出月から起算して六月が経過するまでの間又は届出後当該療養を十例実施するまでの間
は、一月に一回、地方社会保険事務局長に対し当該療養の実施状況について報告すること。
- ハ 経皮的埋め込み電極を用いた機能的電子刺激療法（神経の障害による運動麻痺又は骨・関節手術後の筋萎縮に係るものに限る。）の施設基準
- イ 主として実施する医師に係る基準
- (1) 専ら整形外科又はリハビリテーション科に従事していること。
 - (2) 整形外科専門医又はリハビリテーション科専門医（社団法人日本リハビリテーション医学会が認定したものをいう。）であること。
 - (3) 当該療養について五年以上の経験を有すること。

(4) 当該療養について、当該療養を主として実施する医師として五例以上の症例を実施していること。

ロ 保険医療機関に係る基準

- (1) 整形外科及びリハビリテーション科を標榜していること。
- (2) 実施診療科において、常勤の医師が二名以上配置されていること。
- (3) 整形外科及びリハビリテーション科において、医師が配置されていること。
- (4) 理学療法士が配置されていること。
- (5) 当直体制が整備されていること。
- (6) 緊急手術体制が整備されていること。ただし、当該療養を実施する保険医療機関以外の保険医療機関と協力することにより、当該体制を整備しても差し支えないこと。
- (7) 二十四時間院内検査を実施する体制が整備されていること。
- (8) 医療機器保守管理体制が整備されていること。
- (9) 倫理委員会が設置されており、必要なときは必ず事前開催すること。
- (10) 医療安全管理委員会が設置されていること。
- (11) 当該療養について五例以上の症例を実施していること。

九 人工括約筋を用いた尿失禁の治療の施設基準

イ 主として実施する医師に係る基準

- (1) 専ら泌尿器科に従事し、当該診療科について五年以上の経験を有すること。
- (2) 泌尿器科専門医であること。
- (3) 当該療養について一年以上の経験を有すること。
- (4) 当該療養について、当該療養を主として実施する医師として三例以上の症例を実施していること。

ロ 保険医療機関に係る基準

- (1) 泌尿器科を標榜していること。
- (2) 実施診療科において、常勤の医師が二名以上配置されていること。
- (3) 麻酔に従事する医師（医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第六条の六第一項に規定する厚生労働大臣の許可を受けた者（以下「麻酔科標榜医」という。）に限る。）が配置されていること。
- (4) 病床を有していること。
- (5) 当直体制が整備されていること。
- (6) 緊急手術体制が整備されていること。
- (7) 二十四時間院内検査を実施する体制が整備されていること。

(8) 医療機器保守管理体制が整備されていること。

(9) 医療安全管理委員会が設置されていること。

(10) 当該療養について五例以上の症例を実施していること。

十 光学印象採得による陶材歯冠修復法（歯冠部齶蝕うしよくの修復に係るものに限る。）の施設基準

イ 主として実施する歯科医師に係る基準

(1) 専ら歯科に従事し、当該診療科について三年以上の経験を有すること。

(2) 補綴てつ歯科専門医又は歯科保存治療専門医（特別非営利活動法人日本歯科保存学会が認定したものをいう。以下同じ。）であること。

(3) 当該療養について三年以上の経験を有すること。

(4) 当該療養について、当該療養を主として実施する医師として五例以上の症例を実施していること。

ロ 保険医療機関に係る基準

(1) 歯科を標榜していること。

(2) 実施診療科において、当該診療科及び当該療養に係る経験をそれぞれ三年以上有し、補綴てつ歯科専門医又は歯科保存治療専門医である常勤の歯科医師が三名以上配置されていること。

(3) 医療機器保守管理体制が整備されていること。

(4) 医療安全管理委員会が設置されていること。

(5) 当該療養について十例以上の症例を実施していること。

(6) 届出月から起算して六月が経過するまでの間又は届出後当該療養を十例実施するまでの間は、一月に一回、地方社会保険事務局長に対し当該療養の実施状況について報告すること。

十一 経皮的レーザー椎間板減圧術（内視鏡下によるものを含み、椎間板ヘルニアに係るものに限る。）の施設基準

イ 主として実施する医師に係る基準

(1) 専ら整形外科又は脳神経外科に従事していること。

(2) 整形外科専門医又は脳神経外科専門医（社団法人日本脳神経外科学会が認定したものをいう。以下同じ。）であること。

(3) 当該療養について五年以上の経験を有すること。

(4) 当該療養について、当該療養を主として実施する医師又は補助を行う医師として二十例以上の症例を実施しており、そのうち当該療養を主として実施する医師として十例以上の症例を実施していること。

ロ 保険医療機関に係る基準

(1) 整形外科又は脳神経外科を標榜していること。

- (2) 実施診療科において、常勤の医師が三名以上配置されていること。
 - (3) 臨床工学技士が配置されていること。
 - (4) 病床を有していること。
 - (5) 当直体制が整備されていること。
 - (6) 緊急手術体制が整備されていること。
 - (7) 二十四時間院内検査を実施する体制が整備されていること。
 - (8) 医療機器保守管理体制が整備されていること。
 - (9) 医療安全管理委員会が設置されていること。
 - (10) 当該療養について十例以上の症例を実施していること。
 - (11) 届出月から起算して六月が経過するまでの間又は届出後当該療養を十例実施するまでの間は、一月に一回、地方社会保険事務局長に対し当該療養の実施状況について報告すること。
- 十二 造血器腫瘍細胞における薬剤耐性遺伝子産物 P 糖蛋白^{たん}の測定（白血病、悪性リンパ腫又は多発性骨髄腫^{ずい}その他の造血器悪性腫瘍に係るものに限る。）の施設基準
- イ 主として実施する医師に係る基準
- (1) 専ら内科又は小児科に従事し、当該療養について三年以上の経験を有すること。
 - (2) 血液専門医（社団法人日本血液学会が認定したものをいう。以下同じ。）であること。

(3) 当該療養について一年以上の経験を有すること。

(4) 当該療養について、当該療養を主として実施する医師として症例を実施していること。

ロ 保険医療機関に係る基準

(1) 内科又は小児科を標榜していること。

(2) 実施診療科において、常勤の医師が配置されていること。

(3) 病理の検査を実施する部門（以下「病理部門」という。）が設置され、専ら病理の診断を実施する医師（以下「病理医」という。）が配置されていること。

(4) 臨床検査技師が配置されていること。

(5) 二十四時間院内検査を実施する体制が整備されていること。

(6) 医療機器保守管理体制が整備されていること。

(7) 医療安全管理委員会が設置されていること。

(8) 当該療養について症例を実施していること。

十三 スキンドファイバー法による悪性高熱症診断法（手術が予定されている者で、悪性高熱症が強く疑われる者に係るものに限る。）の施設基準

イ 主として実施する医師に係る基準

(1) 専ら麻酔科に従事していること。

- (2) 麻酔科専門医（社団法人日本麻酔科学会が認定したものをいう。以下同じ。）であること。
- (3) 当該療養について五年以上の経験を有すること。
- (4) 当該療養について、当該療養を主として実施する医師として三例以上の症例を実施していること。

ロ 保険医療機関に係る基準

- (1) 麻酔科を標榜していること。
- (2) 実施診療科において、常勤の医師が二名以上配置されていること。
- (3) 当直体制が整備されていること。
- (4) 緊急手術体制が整備されていること。ただし、当該療養を実施する保険医療機関以外の保険医療機関と協力することにより、当該体制を整備しても差し支えないこと。
- (5) 二十四時間院内検査を実施する体制が整備されていること。
- (6) 医療機器保守管理体制が整備されていること。
- (7) 倫理委員会が設置されており、必要なときは必ず事前開催すること。
- (8) 医療安全管理委員会が設置されていること。
- (9) 当該療養について三例以上の症例を実施していること。

十四 CTガイド下気管支鏡検査（肺腫瘍に係るものに限る。）の施設基準

イ 主として実施する医師に係る基準

- (1) 専ら内科、呼吸器科又は外科に従事していること。
- (2) 呼吸器専門医（社団法人日本呼吸器学会が認定したものをいう。以下同じ。）又は気管支鏡専門医（特定非営利活動法人日本呼吸器内視鏡学会が認定したものをいう。以下同じ。）であること。
- (3) 当該療養について五年以上の経験を有すること。
- (4) 当該療養について、当該療養を主として実施する医師として五例以上の症例を実施していること。

ロ 保険医療機関に係る基準

- (1) 内科、呼吸器科又は外科並びに放射線科及び麻酔科を標榜していること。
- (2) 実施診療科において、常勤の医師が配置されていること。
- (3) 放射線科及び麻酔科において、それぞれ医師が配置されていること。
- (4) 病理部門が設置され、病理医が配置されていること。
- (5) 診療放射線技師が配置されていること。
- (6) 当直体制が整備されていること。
- (7) 緊急手術体制が整備されていること。

(8) 二十四時間院内検査を実施する体制が整備されていること。

(9) 医療機器保守管理体制が整備されていること。

(10) 倫理委員会が設置されており、必要なときは必ず事前に開催すること。

(11) 医療安全管理委員会が設置されていること。

(12) 当該療養について五例以上の症例を実施していること。

十五 先天性血液凝固異常症の遺伝子診断（アンチトロンビン欠乏症、第Ⅶ因子欠乏症、先天性アンチトロンビンⅢ欠乏症、先天性ヘパリンコファクターⅡ欠乏症又は先天性プラスミノゲン欠乏症に係るものに限る。）の施設基準

イ 主として実施する医師に係る基準

(1) 専ら内科又は小児科に従事し、当該診療科について三年以上の経験を有すること。

(2) 血液専門医、小児科専門医又は臨床遺伝専門医（有限責任中間法人日本人類遺伝学会が認定したものを用いる。以下同じ。）であること。

(3) 当該療養について一年以上の経験を有すること。

(4) 当該療養について、当該療養を主として実施する医師として症例を実施していること。

ロ 保険医療機関に係る基準

(1) 内科又は小児科を標榜していること。

- (2) 実施診療科において、常勤の医師が配置されていること。
- (3) 臨床検査技師が配置されていること。
- (4) 二十四時間院内検査を実施する体制が整備されていること。
- (5) 医療機器保守管理体制が整備されていること。
- (6) 倫理委員会が設置されており、届出後当該療養を初めて実施するときは、必ず事前に開催すること。

- (7) 医療安全管理委員会が設置されていること。
- (8) 遺伝カウンセリングの実施体制を有していること。
- (9) 当該療養について症例を実施していること。

十六 筋強直性又は筋緊張性ジストロフィーのDNA診断の施設基準

イ 主として実施する医師に係る基準

- (1) 専ら内科、神経内科又は小児科に従事していること。
- (2) 神経内科専門医（有限責任中間法人神経内科専門医が認定したものをいう。以下同じ。）
、小児科専門医又は臨床遺伝専門医であること。
- (3) 当該療養について三年以上の経験を有すること。
- (4) 当該療養について、当該療養を主として実施する医師として二例以上の症例を実施してい

ること。

ロ 保険医療機関に係る基準

- (1) 内科、神経内科又は小児科を標榜していること。
- (2) 実施診療科において、常勤の医師が二名以上配置されていること。
- (3) 二十四時間院内検査を実施する体制が整備されていること。
- (4) 医療機器保守管理体制が整備されていること。
- (5) 倫理委員会が設置されており、届出後当該療養を初めて実施するときは、必ず事前に開催すること。

(6) 医療安全管理委員会が設置されていること。

(7) 遺伝カウンセリングの実施体制を有していること。

(8) 当該療養について二例以上の症例を実施していること。

十七 S D I法による抗悪性腫瘍感受性試験（消化器がん、頭頸部がん、乳がん、肺がん、がん性胸・腹膜炎、子宮頸がん、子宮体がん又は卵巣がんに係るものに限る。）の施設基準

イ 主として実施する医師に係る基準

- (1) 専ら内科、呼吸器科、消化器科、小児科、外科、整形外科、脳神経外科、呼吸器外科、小児外科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科又は耳鼻いんこう科に従事し、当該診療科につ

いて五年以上の経験を有すること。

- (2) 内科専門医（社団法人日本内科学会が認定したものをいう。以下同じ。）、呼吸器専門医、消化器病専門医（財団法人日本消化器病学会が認定したものをいう。以下同じ。）、小児科専門医、外科専門医、整形外科専門医、脳神経外科専門医、呼吸器外科専門医（特定非営利活動法人日本胸部外科学会又は特定非営利活動法人日本呼吸器外科学会が認定したものをいう。以下同じ。）、小児外科専門医、皮膚科専門医（社団法人日本皮膚科学会が認定したものをいう。以下同じ。）、泌尿器科専門医、産婦人科専門医、眼科専門医（財団法人日本眼科学会が認定したものをいう。以下同じ。）又は耳鼻咽喉科専門医（社団法人日本耳鼻咽喉科学会が認定したものをいう。以下同じ。）であること。

- (3) 当該療養について一年以上の経験を有すること。

- (4) 当該療養について、当該療養を主として実施する医師として五例以上の症例を実施していること。

ロ 保険医療機関に係る基準

- (1) 内科、呼吸器科、消化器科、小児科、外科、整形外科、脳神経外科、呼吸器外科、小児外科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科又は耳鼻いんこう科を標榜していること。
- (2) 実施診療科において、常勤の医師が二名以上配置されていること。

- (3) 病理部門が設置され、病理医が配置されていること。
 - (4) 薬剤師が配置されていること。
 - (5) 専任の細胞培養を担当する者が配置され、院内で細胞培養を実施していること。
 - (6) 当直体制が整備されていること。
 - (7) 緊急手術体制が整備されていること。
 - (8) 二十四時間院内検査を実施する体制が整備されていること。
 - (9) 医療機器保守管理体制が整備されていること。
 - (10) 医療安全管理委員会が設置されていること。
 - (11) 当該療養について五例以上の症例を実施していること。
- 十八 三次元形状解析による顔面の形態的診断（頭蓋^{がい}、顔面又は頸部^{けい}の変形性疾患に係るものに限る。）の施設基準

イ 主として実施する医師又は歯科医師に係る基準

- (1) 専ら形成外科、脳神経外科、小児外科、眼科、耳鼻いんこう科又は歯科口腔外科^{くわう}に従事し、当該診療科について四年以上の経験を有すること。
- (2) 形成外科専門医、脳神経外科専門医、小児外科専門医、眼科専門医、耳鼻咽喉科専門医^{いんこう}又は口腔外科専門医であること。

(3) 当該療養について一年以上の経験を有すること。

(4) 当該療養について、当該療養を主として実施する医師として五例以上の症例を実施していること。

ロ 保険医療機関に係る基準

(1) 形成外科、脳神経外科、小児外科、眼科、耳鼻いんこう科又は歯科口腔外科及び麻酔科を標榜していること。

(2) 実施診療科において、常勤の医師又は歯科医師が配置されていること。

(3) 医療機器保守管理体制が整備されていること。

(4) 当該療養について五例以上の症例を実施していること。

十九 H D R A 法又は C D - D S T 法による抗悪性腫瘍感受性試験（消化器がん（根治度 C の胃がんを除く。）、頭頸部がん、乳がん、肺がん、がん性胸・腹膜炎、子宮頸がん、子宮体がん又は卵巣がんに係るものに限る。）の施設基準

イ 主として実施する医師に係る基準

(1) 専ら内科、呼吸器科、消化器科、外科、整形外科、脳神経外科、呼吸器外科、小児外科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科又は耳鼻いんこう科に従事し、当該診療科について五年以上の経験を有すること。

- (2) 内科専門医、呼吸器専門医、消化器病専門医、小児科専門医、外科専門医、整形外科専門医、脳神経外科専門医、呼吸器外科専門医、小児外科専門医、皮膚科専門医、泌尿器科専門医、産婦人科専門医、眼科専門医又は耳鼻咽喉科専門医であること。
- (3) 当該療養について一年以上の経験を有すること。
- (4) 当該療養について、当該療養を主として実施する医師として五例以上の症例を実施していること。

ロ 保険医療機関に係る基準

- (1) 内科、呼吸器科、消化器科、外科、整形外科、脳神経外科、呼吸器外科、小児外科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科又は耳鼻いんこう科を標榜していること。
- (2) 実施診療科において、常勤の医師が二名以上配置されていること。
- (3) 病理部門が設置され、病理医が配置されていること。
- (4) 薬剤師が配置されていること。
- (5) 専任の細胞培養を担当する者が配置され、院内で細胞培養を実施していること。
- (6) 当直体制が整備されていること。
- (7) 緊急手術体制が整備されていること。
- (8) 二十四時間院内検査を実施する体制が整備されていること。

- (9) 医療機器保守管理体制が整備されていること。
- (10) 医療安全管理委員会が設置されていること。
- (11) 当該療養について五例以上の症例を実施していること。

二十 子宮頸部前がん病変のHPV―DNA診断（子宮頸部軽度異形成に係るものに限る。）の施

設基準

イ 主として実施する医師に係る基準

- (1) 専ら産婦人科に従事していること。
- (2) 産婦人科専門医であること。
- (3) 当該療養について一年以上の経験を有すること。
- (4) 当該療養について、当該療養を主として実施する医師として三例以上の症例を実施していること。

ロ 保険医療機関に係る基準

- (1) 産婦人科を標榜していること。
- (2) 実施診療科において、常勤の医師が配置されていること。
- (3) 病理部門が設置され、病理医が配置されていること。
- (4) 当直体制が整備されていること。

(5) 緊急手術体制が整備されていること。

(6) 二十四時間院内検査を実施する体制が整備されていること。

(7) 医療機器保守管理体制が整備されていること。

(8) 倫理委員会が設置されており、必要なときは必ず事前に開催すること。

(9) 医療安全管理委員会が設置されていること。

(10) 当該療養について三例以上の症例を実施していること。

二十一 腹腔鏡下肝部分切除術（肝外側区域切除術を含み、肝腫瘍に係るものに限る。）の施設基

準

イ 主として実施する医師に係る基準

(1) 専ら消化器科又は外科に従事していること。

(2) 消化器外科専門医（有限責任中間法人日本消化器外科学会が認定したものをいう。以下同じ。）であること。

(3) 当該療養について五年以上の経験を有すること。

(4) 当該療養について、当該療養を主として実施する医師又は補助を行う医師として二十例以上の症例を実施しており、そのうち当該療養を主として実施する医師として十例以上の症例を実施していること。

ロ 保険医療機関に係る基準

- (1) 消化器科又は外科及び麻酔科を標榜していること。
- (2) 実施診療科において、常勤の医師が三名以上配置されていること。
- (3) 麻酔科において、医師が配置されていること。
- (4) 病理部門が設置され、病理医が配置されていること。
- (5) 当直体制が整備されていること。
- (6) 緊急手術体制が整備されていること。
- (7) 二十四時間院内検査を実施する体制が整備されていること。
- (8) 医療機器保守管理体制が整備されていること。
- (9) 倫理委員会が設置されており、必要なときは必ず事前に開催すること。
- (10) 医療安全管理委員会が設置されていること。
- (11) 当該療養について十例以上の症例を実施していること。
- (12) 届出月から起算して六月が経過するまでの間又は届出後当該療養を十例実施するまでの間は、一月に一回、地方社会保険事務局長に対し当該療養の実施状況について報告すること。

二十二 悪性腫瘍に対する陽子線治療（固形がんに係るものに限る。）の施設基準

イ 主として実施する医師に係る基準

- (1) 専ら放射線科に従事し、当該診療科について十年以上の経験を有すること。
- (2) 放射線科専門医（社団法人日本医学放射線学会が認定したものをいう。以下同じ。）であること。

- (3) 当該療養について二年以上の経験を有すること。
- (4) 当該療養について、当該療養を主として実施する医師又は補助を行う医師として十例以上の症例を実施しており、そのうち当該療養を主として実施する医師として五例以上の症例を実施していること。

ロ 保険医療機関に係る基準

- (1) 放射線科を標榜していること。
- (2) 実施診療科において、常勤の医師が二名以上配置されていること。
- (3) 診療放射線技師が配置されていること。
- (4) 医療機器保守管理体制が整備されていること。
- (5) 倫理委員会が設置されており、必要なときは必ず事前に開催すること。
- (6) 医療安全管理委員会が設置されていること。
- (7) 当該療養について十例以上の症例を実施していること。

二十三 エキシマレーザーによる治療的角膜切除術（角膜ジストロフィー又は帯状角膜変性に係る

ものに限る。)の施設基準

イ 主として実施する医師に係る基準

- (1) 専ら眼科に従事し、当該診療科について五年以上の経験を有すること。
- (2) 眼科専門医であること。
- (3) 当該療養について五年以上の経験を有すること。
- (4) 当該療養について、当該療養を主として実施する医師又は補助を行う医師として二十例以上の症例を実施しており、そのうち当該療養を主として実施する医師として十例以上の症例を実施していること。

ロ 保険医療機関に係る基準

- (1) 眼科を標榜していること。
- (2) 実施診療科において、常勤の医師が三名以上配置されていること。
- (3) 麻酔科標榜医が配置されていること。
- (4) 臨床工学技士が配置されていること。
- (5) 医療機器保守管理体制が整備されていること。
- (6) 当該療養について十例以上の症例を実施していること。
- (7) 届出月から起算して六月が経過するまでの間又は届出後当該療養を十例実施するまでの間

は、一月に一回、地方社会保険事務局長に対し当該療養の実施状況について報告すること。

二十四 成長障害のDNA診断（特発性低身長症に係るものに限る。）の施設基準

イ 主として実施する医師に係る基準

- (1) 専ら内科又は小児科に従事していること。
- (2) 内分泌代謝科専門医（社団法人日本内分泌学会が認定したものをいう。以下同じ。）
、小児科専門医又は臨床遺伝専門医であること。
- (3) 当該療養について一年以上の経験を有すること。
- (4) 当該療養について、当該療養を主として実施する医師として三例以上の症例を実施していること。

ロ 保険医療機関に係る基準

- (1) 内科又は小児科を標榜していること。
- (2) 実施診療科において、常勤の医師が二名以上配置されていること。
- (3) 臨床検査技師が配置されていること。
- (4) 二十四時間院内検査を実施する体制が整備されていること。
- (5) 医療機器保守管理体制が整備されていること。
- (6) 倫理委員会が設置されており、届出後当該療養を初めて実施するときは、必ず事前に開催

すること。

- (7) 医療安全管理委員会が設置されていること。
- (8) 遺伝カウンセリングの実施体制を有していること。
- (9) 当該療養について三例以上の症例を実施していること。
- 二十五 門脈圧亢進症こうしんに対する経頸静脈肝内門脈大循環短絡術けいけい（内視鏡的治療若しくは薬物治療抵抗性の食道静脈瘤りゅう又は胃静脈瘤りゅう、門脈圧亢進症こうしん性胃腸症、難治性腹水又は難治性肝性胸水に係るものに限る。）の施設基準

イ 主として実施する医師に係る基準

- (1) 専ら内科又は消化器科に従事していること。
- (2) 肝臓専門医（社団法人日本肝臓学会が認定したものをいう。）であること。
- (3) 当該療養について三年以上の経験を有すること。
- (4) 当該療養について、当該療養を主として実施する医師又は補助を行う医師として十五例以上の症例を実施しており、そのうち当該療養を主として実施する医師として十例以上の症例を実施していること。

ロ 保険医療機関に係る基準

- (1) 内科又は消化器科並びに外科及び麻酔科を標榜していること。

- (2) 実施診療科において、常勤の医師が二名以上配置されていること。
 - (3) 外科において二名以上の医師及び麻酔科において医師が配置されていること。
 - (4) 臨床工学技士が配置されていること。
 - (5) 当直体制が整備されていること。
 - (6) 緊急手術体制が整備されていること。
 - (7) 二十四時間院内検査を実施する体制が整備されていること。
 - (8) 医療機器保守管理体制が整備されていること。
 - (9) 倫理委員会が設置されており、必要なときは必ず事前に開催すること。
 - (10) 医療安全管理委員会が設置されていること。
 - (11) 当該療養について五例以上の症例を実施していること。
- 二十六 乳房温存療法における鏡視下腋窩郭清術（主に乳房温存手術が可能なステージⅠ又はⅡの乳がんに係るものに限る。）の施設基準
- イ 主として実施する医師に係る基準
- (1) 専ら外科に従事し、当該診療科について五年以上の経験を有すること。
 - (2) 乳腺専門医（有限責任中間法人日本乳癌学会が認定したものをいう。以下同じ。）であること。

- (3) 当該療養について三年以上の経験を有すること。
- (4) 当該療養について、当該療養を主として実施する医師として五例以上の症例を実施していること。

ロ 保険医療機関に係る基準

- (1) 外科及び麻酔科を標榜していること。
- (2) 実施診療科において、常勤の医師が二名以上配置されていること。
- (3) 麻酔科において、医師が配置されていること。
- (4) 病理部門が設置され、病理医が配置されていること。
- (5) 病床を有していること。
- (6) 当該療養を実施する病棟において、一日に看護を行う看護職員の数が、常時、入院患者の数が十又はその端数を増すごとに一以上であること。ただし、当該病棟において、一日に看護を行う看護職員の数が前段に規定する数に相当する数以上である場合には、当該病棟における夜勤を行う看護職員の数が、前段の規定にかかわらず、二以上であること。
- (7) 当直体制が整備され、専ら外科、整形外科、形成外科、脳神経外科、呼吸器外科、心臓血管外科、小児外科、泌尿器科、こう門科、産婦人科、眼科又は耳鼻いんこう科に従事する医師が毎日当直を行っていること。

- (8) 緊急手術体制が整備されていること。
- (9) 二十四時間院内検査を実施する体制が整備されていること。
- (10) 医療機器保守管理体制が整備されていること。
- (11) 医療安全管理委員会が設置されていること。
- (12) 当該療養について十例以上の症例を実施していること。

二十七 声帯内自家側頭筋膜移植術（一側性反回神経麻痺又は声帯溝症に係るものに限る。）の施

設基準

イ 主として実施する医師に係る基準

- (1) 専ら耳鼻いんこう科に従事していること。
- (2) 耳鼻咽喉科^{いんこう}専門医であること。
- (3) 当該療養について三年以上の経験を有すること。
- (4) 当該療養について、当該療養を主として実施する医師又は補助を行う医師として十五例以上の症例を実施しており、そのうち当該療養を主として実施する医師として十例以上の症例を実施していること。

ロ 保険医療機関に係る基準

- (1) 耳鼻いんこう科及び麻酔科を標榜していること。

- (2) 実施診療科において、常勤の医師が二名以上配置されていること。
 - (3) 麻酔科において、医師が配置されていること。
 - (4) 当直体制が整備されていること。
 - (5) 緊急手術体制が整備されていること。
 - (6) 二十四時間院内検査を実施する体制が整備されていること。
 - (7) 医療機器保守管理体制が整備されていること。
 - (8) 倫理委員会が設置されており、必要なときは必ず事前に開催すること。
 - (9) 医療安全管理委員会が設置されていること。
 - (10) 当該療養について五例以上の症例を実施していること。
- 二十八 骨髓細胞移植による血管新生療法（閉塞性動脈硬化症又はバージャー病（従来の治療法に抵抗性のもので、フォンタン分類Ⅲ度又は同分類Ⅳ度のものに限る。）に係るものに限る。）の施設基準
- イ 主として実施する医師に係る基準
- (1) 専ら循環器科、外科又は心臓血管外科に従事し、当該診療科について十年以上の経験を有すること。
 - (2) 循環器専門医又は心臓血管外科専門医であること。

- (3) 当該療養について五年以上の経験を有すること。
- (4) 当該療養について、当該療養を主として実施する医師として五例以上の症例を実施していること。

ロ 保険医療機関に係る基準

- (1) 循環器科、外科、心臓血管外科及び麻酔科を標榜していること。
- (2) 実施診療科において、常勤の医師が二名以上配置されていること。
- (3) 麻酔科において、医師が配置されていること。
- (4) 輸血を実施する部門（以下「輸血部門」という。）が設置され、常勤の医師が配置されていること。
- (5) 専任の細胞培養を担当する者が配置され、院内で細胞培養を実施していること。
- (6) 病床を二百床以上有していること。
- (7) 当該療養を実施する病棟において、一日に看護を行う看護職員の数が、常時、入院患者の数が十又はその端数を増すごとに一以上であること。ただし、当該病棟において、一日に看護を行う看護職員の数が前段に規定する数に相当する数以上である場合には、当該病棟における夜勤を行う看護職員の数が、前段の規定にかかわらず、二以上であること。
- (8) 当直体制が整備されていること。

(9) 緊急手術体制が整備されていること。

(10) 二十四時間院内検査を実施する体制が整備されていること。

(11) 医療機器保守管理体制が整備されていること。

(12) 倫理委員会が設置されており、届出後当該療養を初めて実施するときは、必ず事前に開催すること。

(13) 医療安全管理委員会が設置されていること。

(14) 当該療養について五例以上の症例を実施していること。

(15) 届出月から起算して六月が経過するまでの間又は届出後当該療養を五例実施するまでの間は、一月に一回、地方社会保険事務局長に対し当該療養の実施状況について報告すること。

二十九 ミトコンドリア病のDNA診断（高乳酸血症その他のミトコンドリア機能低下が疑われる疾患に係るものに限る。）の施設基準

イ 主として実施する医師に係る基準

(1) 専ら内科、神経内科又は小児科に従事していること。

(2) 内分泌代謝科^び専門医、神経内科専門医、小児科専門医又は臨床遺伝専門医であること。

(3) 当該療養について一年以上の経験を有すること。

(4) 当該療養について、当該療養を主として実施する医師として症例を実施していること。

ロ 保険医療機関に係る基準

- (1) 内科、神経内科又は小児科を標榜していること。
- (2) 実施診療科において、常勤の医師が二名以上配置されていること。
- (3) 臨床検査技師が配置されていること。
- (4) 二十四時間院内検査を実施する体制が整備されていること。
- (5) 医療機器保守管理体制が整備されていること。
- (6) 倫理委員会が設置されており、届出後当該療養を初めて実施するときは、必ず事前に開催すること。

(7) 医療安全管理委員会が設置されていること。

(8) 遺伝カウンセリングの実施体制を有していること。

(9) 当該療養について症例を実施していること。

三十 鏡視下肩峰下腔徐圧術（透析アミロイド肩関節症又は腱板断裂、五十肩若しくは関節リウマチその他の原因による肩インピンジメント症候群に係るものに限る。）の施設基準
イ 主として実施する医師に係る基準

(1) 専ら整形外科に従事していること。

(2) 整形外科専門医であること。

- (3) 当該療養について五年以上の経験を有すること。
- (4) 当該療養について、当該療養を主として実施する医師又は補助を行う医師として二十例以上の症例を実施しており、そのうち当該療養を主として実施する医師として十例以上の症例を実施していること。

ロ 保険医療機関に係る基準

- (1) 整形外科及び麻酔科を標榜していること。
- (2) 実施診療科において、常勤の医師が三名以上配置されていること。
- (3) 麻酔科において、医師が配置されていること。
- (4) 当直体制が整備されていること。
- (5) 緊急手術体制が整備されていること。
- (6) 二十四時間院内検査を実施する体制が整備されていること。
- (7) 医療機器保守管理体制が整備されていること。
- (8) 倫理委員会が設置されており、必要なときは必ず事前に開催すること。
- (9) 医療安全管理委員会が設置されていること。
- (10) 当該療養について十例以上の症例を実施していること。
- (11) 届出月から起算して六月が経過するまでの間又は届出後当該療養を十例実施するまでの間

は、一月に一回、地方社会保険事務局長に対し当該療養の実施状況について報告すること。

三十一 神経変性疾患のDNA診断（ハンチントン舞踏病、せきずい脊髄小脳変性症、せきずい球脊髄性筋萎縮症、家族性筋萎縮性側索硬化症、家族性低カリウム血症性周期性四肢麻痺又はマックリード症候群その他の神経変性疾患に係るものに限る。）の施設基準

イ 主として実施する医師に係る基準

- (1) 専ら内科、神経内科又は小児科に従事していること。
- (2) 神経内科専門医、小児科専門医又は臨床遺伝専門医であること。
- (3) 当該療養について一年以上の経験を有すること。
- (4) 当該療養について、当該療養を主として実施する医師として二例以上の症例を実施していること。

ロ 保険医療機関に係る基準

- (1) 内科、神経内科又は小児科を標榜していること。
- (2) 実施診療科において、常勤の医師が二名以上配置されていること。
- (3) 臨床検査技師が配置されていること。
- (4) 二十四時間院内検査を実施する体制が整備されていること。
- (5) 医療機器保守管理体制が整備されていること。

(6) 倫理委員会が設置されており、届出後当該療養を初めて実施するときは、必ず事前に開催すること。

(7) 医療安全管理委員会が設置されていること。

(8) 遺伝カウンセリングの実施体制を有していること。

(9) 当該療養について二例以上の症例を実施していること。

三十二 難治性眼疾患に対する羊膜移植術（再発翼状片、角膜上皮欠損（角膜移植によるものを含む。））、角膜穿孔、角膜化学腐食、角膜瘢痕、角膜癒着（ステイブンス・ジョンソン症候群、眼類天疱瘡、熱・化学外傷瘢痕その他の重症の瘢痕性角結膜疾患を含む。）、結膜上皮内過形成又は結膜腫瘍その他の眼表面疾患に係るものに限る。）の施設基準

イ 主として実施する医師に係る基準

(1) 専ら眼科に従事し、当該診療科について五年以上の経験を有すること。

(2) 眼科専門医であること。

(3) 当該療養について五年以上の経験を有すること。

(4) 当該療養について、当該療養を主として実施する医師又は補助を行う医師として六例以上の症例を実施しており、そのうち当該療養を主として実施する医師として三例以上の症例を実施していること。

ロ 保険医療機関に係る基準

- (1) 眼科、産科及び麻酔科を標榜していること。
- (2) 実施診療科において、常勤の医師が三名以上配置されていること。
- (3) 産科及び麻酔科において、それぞれ医師が配置されていること。
- (4) 輸血部門が設置され、常勤の医師が配置されていること。
- (5) 専任の細胞培養を担当する者が配置され、院内で細胞培養を実施していること。
- (6) 当直体制が整備されていること。
- (7) 緊急手術体制が整備されていること。
- (8) 二十四時間院内検査を実施する体制が整備されていること。
- (9) 医療機器保守管理体制が整備されていること。
- (10) 倫理委員会が設置されており、必要なときは必ず事前に開催すること。
- (11) 医療安全管理委員会が設置されていること。
- (12) 当該療養について三例以上の症例を実施していること。
- (13) 届出月から起算して六月が経過するまでの間又は届出後当該療養を十例実施するまでの間は、一月に一回、地方社会保険事務局長に対し当該療養の実施状況について報告すること。

三十三 重粒子線治療（固形がんに係るものに限る。）の施設基準

イ 主として実施する医師に係る基準

- (1) 専ら放射線科に従事し、当該診療科について十年以上の経験を有すること。
- (2) 放射線科専門医であること。
- (3) 当該療養について二年以上の経験を有すること。
- (4) 当該療養について、当該療養を主として実施する医師又は補助を行う医師として十例以上の症例を実施しており、そのうち当該療養を主として実施する医師として五例以上の症例を実施していること。

ロ 保険医療機関に係る基準

- (1) 放射線科を標榜していること。
- (2) 実施診療科において、常勤の医師が二名以上配置されていること。
- (3) 診療放射線技師が配置されていること。
- (4) 医療機器保守管理体制が整備されていること。
- (5) 倫理委員会が設置されており、必要なときは必ず事前に開催すること。
- (6) 医療安全管理委員会が設置されていること。
- (7) 当該療養について十例以上の症例を実施していること。

三十四 脊椎腫瘍に対する腫瘍脊椎骨全摘術（原発性脊椎腫瘍又は転移性脊椎腫瘍に係るものに限

る。)の施設基準

イ 主として実施する医師に係る基準

- (1) 専ら整形外科に従事していること。
- (2) 整形外科専門医であること。
- (3) 当該療養について五年以上の経験を有すること。
- (4) 当該療養について、当該療養を主として実施する医師又は補助を行う医師として二十例以上の症例を実施しており、そのうち当該療養を主として実施する医師として十例以上の症例を実施していること。

ロ 保険医療機関に係る基準

- (1) 整形外科及び麻酔科を標榜していること。
- (2) 実施診療科において、常勤の医師が三名以上配置されていること。
- (3) 麻酔科において、医師が配置されていること。
- (4) 病理部門が設置され、病理医が配置されていること。
- (5) 理学療法士が配置されていること。
- (6) 当直体制が整備されていること。
- (7) 緊急手術体制が整備されていること。

(8) 二十四時間院内検査を実施する体制が整備されていること。

(9) 当該療法の実施後に化学療法その他悪性腫瘍に係る治療を行う体制が整備されていること。
ただし、当該療養を実施する保険医療機関以外の保険医療機関と協力することにより、当該体制を整備しても差し支えないこと。

(10) 医療機器保守管理体制が整備されていること。

(11) 倫理委員会が設置されており、必要なときは必ず事前に開催すること。

(12) 医療安全管理委員会が設置されていること。

(13) 当該療養について五例以上の症例を実施していること。

(14) 届出月から起算して六月が経過するまでの間又は届出後当該療養を十例実施するまでの間は、一月に一回、地方社会保険事務局長に対し当該療養の実施状況について報告すること。

三十五 31^{りん}—磁気共鳴スペクトロスコープとケミカルシフト画像による糖尿病性足病変の非侵襲的診断（糖尿病性足病変危険群と考えられる糖尿病患者に係るものに限る。）の施設基準

イ 主として実施する医師に係る基準

(1) 専ら内科又は放射線科に従事し、当該診療科について七年以上の経験を有すること。

(2) 糖尿病専門医（社団法人日本糖尿病学会が認定したものをいう。）又は放射線科専門医であること。

- (3) 当該療養について五年以上の経験を有すること。
- (4) 当該療養について、当該療養を主として実施する医師として五例以上の症例を実施していること。

ロ 保険医療機関に係る基準

- (1) 内科又は放射線科を標榜していること。
- (2) 当該療養を主として実施する医師が専ら内科に従事している場合にあつては、当該診療科において常勤の医師が二名以上及び放射線科において医師を、当該療養を主として実施する医師が専ら放射線科に従事している場合にあつては、当該診療科において、常勤の医師が二名以上配置されていること。

- (3) 診療放射線技師が配置されていること。
- (4) 医療機器保守管理体制が整備されていること。
- (5) 医療安全管理委員会が設置されていること。
- (6) 当該療養について五例以上の症例を実施していること。

三十六 神経芽腫のRNA診断の施設基準

イ 主として実施する医師に係る基準

- (1) 専ら小児科又は小児外科に従事していること。

- (2) 小児科専門医又は小児外科専門医であること。
- (3) 当該療養について三年以上の経験を有すること。
- (4) 当該療養について、当該療養を主として実施する医師として三例以上の症例を実施していること。

ロ 保険医療機関に係る基準

- (1) 小児科又は小児外科を標榜していること。
- (2) 実施診療科において、常勤の医師が二名以上配置されていること。
- (3) 病理部門が設置され、病理医が配置されていること。
- (4) 臨床検査技師が配置されていること。
- (5) 当直体制が整備されていること。
- (6) 緊急手術体制が整備されていること。
- (7) 二十四時間院内検査を実施する体制が整備されていること。
- (8) 医療機器保守管理体制が整備されていること。
- (9) 倫理委員会が設置されており、必要なときは必ず事前に開催すること。
- (10) 医療安全管理委員会が設置されていること。
- (11) 当該療養について三例以上の症例を実施していること。

三十七 硬膜外腔内視鏡による難治性腰下肢痛の治療（腰椎椎間板ヘルニア、腰部脊椎管狭窄症又は腰椎手術の実施後の腰下肢痛（保存治療に抵抗性のものに限る。）に係るものに限る。）の施設基準

イ 主として実施する医師に係る基準

- (1) 専ら整形外科又は麻酔科に従事し、当該診療科について十年以上の経験を有すること。
- (2) 整形外科専門医又は麻酔科専門医であること。
- (3) 当該療養について三年以上の経験を有すること。
- (4) 当該療養について、当該療養を主として実施する医師又は補助を行う医師として二十例以上の症例を実施しており、そのうち当該療養を主として実施する医師として十例以上の症例を実施していること。

ロ 保険医療機関に係る基準

- (1) 整形外科及び麻酔科を標榜していること。
- (2) 実施診療科において、常勤の医師が三名以上配置されていること。
- (3) 整形外科及び麻酔科において、それぞれ医師が配置されていること。
- (4) 当直体制が整備されていること。
- (5) 緊急手術体制が整備されていること。

(6) 二十四時間院内検査を実施する体制が整備されていること。

(7) 医療機器保守管理体制が整備されていること。

(8) 倫理委員会が設置されており、必要なときは必ず事前に開催すること。

(9) 医療安全管理委員会が設置されていること。

(10) 当該療養について十例以上の症例を実施していること。

(11) 届出月から起算して六月が経過するまでの間又は届出後当該療養を十例実施するまでの間は、一月に一回、地方社会保険事務局長に対し当該療養の実施状況について報告すること。

三十八 重症BCG副反応症例における遺伝子診断（BCG副反応症例又は非定形抗酸菌感染で重症、反復若しくは難治である場合に係るものに限る。）の施設基準

イ 主として実施する医師に係る基準

(1) 専ら内科又は小児科に従事し、当該診療科について五年以上の経験を有すること。

(2) 感染症専門医（日本感染症学会が認定したものをいう。以下同じ。）又は臨床遺伝専門医であること。

(3) 当該療養について一年以上の経験を有すること。

(4) 当該療養について、当該療養を主として実施する医師として症例を実施していること。

ロ 保険医療機関に係る基準

- (1) 内科又は小児科を標榜していること。
- (2) 実施診療科において、常勤の医師が配置されていること。
- (3) 臨床検査技師が配置されていること。
- (4) 二十四時間院内検査を実施する体制が整備されていること。
- (5) 医療機器保守管理体制が整備されていること。
- (6) 倫理委員会が設置されており、届出後当該療養を初めて実施するときは、必ず事前に開催すること。

- (7) 医療安全管理委員会が設置されていること。
- (8) 遺伝カウンセリングの実施体制を有していること。
- (9) 当該療養について症例を実施していること。

三十九 骨軟部腫瘍切除後骨欠損に対する自家液体室素処理骨移植の施設基準

イ 主として実施する医師に係る基準

- (1) 専ら整形外科に従事していること。
- (2) 整形外科専門医であること。
- (3) 当該療養について五年以上の経験を有すること。
- (4) 当該療養について、当該療養を主として実施する医師として五例以上の症例を実施してい

ること。

ロ 保険医療機関に係る基準

- (1) 整形外科及び麻酔科を標榜していること。
- (2) 実施診療科において、常勤の医師が三名以上配置されていること。
- (3) 麻酔科において、医師が配置されていること。
- (4) 病理部門が設置され、病理医が配置されていること。
- (5) 理学療法士が配置されていること。
- (6) 当直体制が整備されていること。
- (7) 緊急手術体制が整備されていること。
- (8) 二十四時間院内検査を実施する体制が整備されていること。
- (9) 当該療法の実施後に化学療法その他悪性腫瘍に係る治療を行う体制が整備されていること。
ただし、当該療養を実施する保険医療機関以外の保険医療機関と協力することにより、当該体制を整備しても差し支えないこと。
- (10) 医療機器保守管理体制が整備されていること。
- (11) 倫理委員会が設置されており、必要なときは必ず事前開催すること。
- (12) 医療安全管理委員会が設置されていること。

(13) 当該療養について五例以上の症例を実施していること。

(14) 届出月から起算して六月が経過するまでの間又は届出後当該療養を十例実施するまでの間は、一月に一回、地方社会保険事務局長に対し当該療養の実施状況について報告すること。

四十 膵腫瘍に対する腹腔鏡補助下膵切除術（インスリノーマ、脾動脈瘤、粘液性嚢胞腫瘍、膵管内腫瘍その他の膵良性腫瘍に係る膵体尾部切除又は核出術に限る。）の施設基準

イ 主として実施する医師に係る基準

(1) 専ら消化器科又は外科に従事していること。

(2) 消化器外科専門医であること。

(3) 当該療養について五年以上の経験を有すること。

(4) 当該療養について、当該療養を主として実施する医師又は補助を行う医師として二十例以上の症例を実施しており、そのうち当該療養を主として実施する医師として十例以上の症例を実施していること。

ロ 保険医療機関に係る基準

(1) 消化器科又は外科及び麻酔科を標榜していること。

(2) 実施診療科において、常勤の医師が三名以上配置されていること。

(3) 麻酔科において、医師が配置されていること。

- (4) 病理部門が設置され、病理医が配置されていること。
 - (5) 当直体制が整備されていること。
 - (6) 緊急手術体制が整備されていること。
 - (7) 二十四時間院内検査を実施する体制が整備されていること。
 - (8) 医療機器保守管理体制が整備されていること。
 - (9) 倫理委員会が設置されており、必要なときは必ず事前に開催すること。
 - (10) 医療安全管理委員会が設置されていること。
 - (11) 当該療養について十例以上の症例を実施していること。
 - (12) 届出月から起算して六月が経過するまでの間又は届出後当該療養を十例実施するまでの間は、一月に一回、地方社会保険事務局長に対し当該療養の実施状況について報告すること。
- 四十一 低悪性度非ホジキンリンパ腫の遺伝子診断（マントル細胞リンパ腫の補助診断として用いるものに限る。）の施設基準
- イ 主として実施する医師に係る基準
- (1) 専ら内科又は小児科に従事し、当該診療科について三年以上の経験を有すること。
 - (2) 血液専門医であること。
 - (3) 当該療養について一年以上の経験を有すること。

(4) 当該療養について、当該療養を主として実施する医師として症例を実施していること。

ロ 保険医療機関に係る基準

- (1) 内科又は小児科を標榜していること。
- (2) 実施診療科において、常勤の医師が配置されていること。
- (3) 病理部門が設置され、病理医が配置されていること。
- (4) 臨床検査技師が配置されていること。
- (5) 二十四時間院内検査を実施する体制が整備されていること。
- (6) 医療機器保守管理体制が整備されていること。
- (7) 倫理委員会が設置されており、必要なときは必ず事前に開催すること。
- (8) 医療安全管理委員会が設置されていること。
- (9) 当該療養について症例を実施していること。

四十二 悪性脳腫瘍に対する抗悪性腫瘍剤治療における薬剤耐性遺伝子解析の施設基準

イ 主として実施する医師に係る基準

- (1) 専ら脳神経外科に従事していること。
- (2) 脳神経外科専門医であること。
- (3) 当該療養について三年以上の経験を有すること。

(4) 当該療養について、当該療養を主として実施する医師として三例以上の症例を実施していること。

ロ 保険医療機関に係る基準

- (1) 脳神経外科を標榜していること。
- (2) 実施診療科において、常勤の医師が二名以上配置されていること。
- (3) 病理部門が設置され、病理医が配置されていること。
- (4) 当直体制が整備されていること。
- (5) 緊急手術体制が整備されていること。
- (6) 二十四時間院内検査を実施する体制が整備されていること。
- (7) 医療機器保守管理体制が整備されていること。
- (8) 倫理委員会が設置されており、必要なときは必ず事前に開催すること。
- (9) 医療安全管理委員会が設置されていること。
- (10) 当該療養について三例以上の症例を実施していること。

四十三 Q熱診断における血清抗体価測定及び病原体遺伝子診断（急性期又は慢性期のQ熱に係るものに限る。）の施設基準

イ 主として実施する医師に係る基準

(1) 専ら内科又は小児科に従事し、当該診療科について五年以上の経験を有すること。
(2) 感染症専門医であること。

(3) 当該療養について一年以上の経験を有すること。

(4) 当該療養について、当該療養を主として実施する医師として症例を実施していること。

ロ 保険医療機関に係る基準

(1) 内科又は小児科を標榜していること。

(2) 実施診療科において、常勤の医師が配置されていること。

(3) 臨床検査技師が配置されていること。

(4) 二十四時間院内検査を実施する体制が整備されていること。

(5) 医療機器保守管理体制が整備されていること。

(6) 医療安全管理委員会が設置されていること。

(7) 当該療養について症例を実施していること。

四十四 エキシマレーザー冠動脈形成術（経皮的冠動脈形成術）（エキシマレーザー冠動脈形成術を

除く。）による治療が困難なもの、慢性完全閉塞のもの又はこれに準ずるものに係るものに限る。）の施設基準

イ 主として実施する医師に係る基準

- (1) 専ら循環器科に従事し、当該診療科について五年以上の経験を有すること。
- (2) 循環器専門医であること。
- (3) 当該療養について五年以上の経験を有すること。
- (4) 当該療養について、当該療養を主として実施する医師として十例以上の症例を実施していること。

ロ 保険医療機関に係る基準

- (1) 循環器科、心臓血管外科及び麻酔科を標榜していること。
- (2) 実施診療科において、常勤の医師が三名以上配置されていること。
- (3) 心臓血管外科において二名以上の医師及び麻酔科において医師が配置されていること。
- (4) 臨床工学技士が配置されていること。
- (5) 当直体制が整備されていること。
- (6) 緊急手術体制が整備されていること。
- (7) 二十四時間院内検査を実施する体制が整備されていること。
- (8) 医療機器保守管理体制が整備されていること。
- (9) 倫理委員会が設置されており、必要なときは必ず事前開催すること。
- (10) 医療安全管理委員会が設置されていること。

(11) 当該療養について十例以上の症例を実施していること。

(12) 届出月から起算して六月が経過するまでの間又は届出後当該療養を十例実施するまでの間は、一月に一回、地方社会保険事務局長に対し当該療養の実施状況について報告すること。

四十五 活性化Tリンパ球移入療法（原発性若しくは続発性の免疫不全症の難治性日和見感染症又は慢性活動性EBウイルス感染症に係るものに限る。）の施設基準

イ 主として実施する医師に係る基準

(1) 専ら内科又は小児科に従事していること。

(2) 血液専門医又は感染症専門医であること。

(3) 当該療養について五年以上の経験を有すること。

(4) 当該療養について、当該療養を主として実施する医師として五例以上の症例を実施していること。

ロ 保険医療機関に係る基準

(1) 内科又は小児科を標榜していること。

(2) 実施診療科において、常勤の医師が二名以上配置されていること。

(3) 輸血部門が設置され、常勤の医師が配置されていること。

(4) 専任の細胞培養を担当する者が配置され、院内で細胞培養を実施していること。

(5) 当直体制が整備されていること。

(6) 緊急手術体制が整備されていること。

(7) 二十四時間院内検査を実施する体制が整備されていること。

(8) 医療機器保守管理体制が整備されていること。

(9) 倫理委員会が設置されており、必要なときは必ず事前に開催すること。

(10) 医療安全管理委員会が設置されていること。

(11) 当該療養について十五例以上の症例を実施していること。

(12) 届出月から起算して六月が経過するまでの間又は届出後当該療養を十例実施するまでの間は、一月に一回、地方社会保険事務局長に対し当該療養の実施状況について報告すること。

四十六 家族性アルツハイマー病の遺伝子診断の施設基準

イ 主として実施する医師に係る基準

(1) 専ら内科、精神科又は神経内科に従事していること。

(2) 神経内科専門医又は臨床遺伝専門医であること。

(3) 当該療養について一年以上の経験を有すること。

(4) 当該療養について、当該療養を主として実施する医師として二例以上の症例を実施していること。

ロ 保険医療機関に係る基準

- (1) 内科、精神科又は神経内科を標榜していること。
 - (2) 実施診療科において、常勤の医師が二名以上配置されていること。
 - (3) 臨床検査技師が配置されていること。
 - (4) 二十四時間院内検査を実施する体制が整備されていること。
 - (5) 医療機器保守管理体制が整備されていること。
 - (6) 倫理委員会が設置されており、届出後当該療養を初めて実施するときは、必ず事前に開催すること。倫理委員会が設置されており、必要なときは必ず事前に開催すること。
 - (7) 医療安全管理委員会が設置されていること。
 - (8) 遺伝カウンセリングの実施体制を有していること。
 - (9) 当該療養について二例以上の症例を実施していること。
- 四十七 膀胱尿管逆流症ぼうこうこうに対する腹腔鏡下逆流防止術ぼうこうこう（膀胱尿管逆流症（国際分類グレードⅤの高度逆流症を除く。）に係るものに限る。）の施設基準
- イ 主として実施する医師に係る基準
- (1) 専ら泌尿器科ひに従事し、当該診療科について五年以上の経験を有すること。
 - (2) 泌尿器科専門医であること。

- (3) 当該療養について三年以上の経験を有すること。
- (4) 当該療養について、当該療養を主として実施する医師又は補助を行う医師として十例以上の症例を実施しており、そのうち当該療養を主として実施する医師として五例以上の症例を実施していること。

ロ 保険医療機関に係る基準

- (1) 泌尿器科を標榜していること。
- (2) 実施診療科において、常勤の医師が二名以上配置されていること。
- (3) 麻酔科標榜医が配置されていること。
- (4) 病床を有していること。
- (5) 当直体制が整備されていること。
- (6) 緊急手術体制が整備されていること。
- (7) 二十四時間院内検査を実施する体制が整備されていること。
- (8) 医療機器保守管理体制が整備されていること。
- (9) 医療安全管理委員会が設置されていること。
- (10) 当該療養について五例以上の症例を実施していること。

四十八 三次元再構築画像による股関節疾患の診断及び治療の施設基準

イ 主として実施する医師に係る基準

- (1) 専ら整形外科に従事していること。
- (2) 整形外科専門医であること。
- (3) 当該療養について五年以上の経験を有すること。
- (4) 当該療養について、当該療養を主として実施する医師として五例以上の症例を実施していること。

ロ 保険医療機関に係る基準

- (1) 整形外科及び麻酔科を標榜していること。
- (2) 実施診療科において、常勤の医師が二名以上配置されていること。
- (3) 当直体制が整備されていること。
- (4) 緊急手術体制が整備されていること。
- (5) 二十四時間院内検査を実施する体制が整備されていること。
- (6) 医療機器保守管理体制が整備されていること。
- (7) 医療安全管理委員会が設置されていること。
- (8) 当該療養について五例以上の症例を実施していること。

四十九 泌尿生殖器腫瘍の後腹膜リンパ節転移に対する腹腔鏡下リンパ節郭清術（泌尿生殖器腫瘍

のリンパ節転移例又は画像上リンパ節転移が疑われるものに係るものに限る。)の施設基準

イ 主として実施する医師に係る基準

- (1) 専ら泌尿器科に従事し、当該診療科について五年以上の経験を有すること。
- (2) 泌尿器科専門医であること。
- (3) 当該療養について三年以上の経験を有すること。
- (4) 当該療養について、当該療養を主として実施する医師又は補助を行う医師として十例以上の症例を実施しており、そのうち当該療養を主として実施する医師として五例以上の症例を実施していること。

ロ 保険医療機関に係る基準

- (1) 泌尿器科及び麻酔科を標榜していること。
- (2) 実施診療科において、常勤の医師が二名以上配置されていること。
- (3) 麻酔科において、医師が配置されていること。
- (4) 病理部門が設置され、病理医が配置されていること。
- (5) 病床を有していること。
- (6) 当直体制が整備されていること。
- (7) 緊急手術体制が整備されていること。

(8) 二十四時間院内検査を実施する体制が整備されていること。

(9) 医療機器保守管理体制が整備されていること。

(10) 医療安全管理委員会が設置されていること。

(11) 当該療養について五例以上の症例を実施していること。

五十 H L A 抗原不一致血縁ドナーからの C D 34 陽性造血幹細胞移植（H L A 適合ドナーがいないために造血幹細胞移植が受けられない小児のがん、難治性造血障害又は免疫不全症に係るものに限る。）の施設基準

イ 主として実施する医師に係る基準

(1) 専ら内科又は小児科に従事していること。

(2) 血液専門医であること。

(3) 当該療養について五年以上の経験を有すること。

(4) 当該療養について、当該療養を主として実施する医師として三例以上の症例を実施していること。

ロ 保険医療機関に係る基準

(1) 内科又は小児科を標榜していること。

(2) 実施診療科において、常勤の医師が二名以上配置されていること。

- (3) 輸血部門が設置され、常勤の医師が配置されていること。
 - (4) 専任の細胞培養を担当する者が配置され、院内で細胞培養を実施していること。
 - (5) 当直体制が整備されていること。
 - (6) 緊急手術体制が整備されていること。
 - (7) 二十四時間院内検査を実施する体制が整備されていること。
 - (8) 医療機器保守管理体制が整備されていること。
 - (9) 倫理委員会が設置されており、必要なときは必ず事前に開催すること。
 - (10) 医療安全管理委員会が設置されていること。
 - (11) 当該療養について三例以上の症例を実施していること。
 - (12) 届出月から起算して六月が経過するまでの間又は届出後当該療養を十例実施するまでの間は、一月に一回、地方社会保険事務局長に対し当該療養の実施状況について報告すること。
- 五十一 頸椎椎間板ヘルニアに対するヤグレーザーによるCT透視下の経皮的椎間板減圧術（頸椎椎間板ヘルニア（画像診断上椎間板繊維輪の破綻していないヘルニアであって、神経根症が明らかであり保存治療に抵抗性のもの（後縦靱帯骨化症、脊椎管狭窄状態又は脊椎症状のあるものを除く。）に係るものに限る。）の施設基準
- イ 主として実施する医師に係る基準

- (1) 専ら整形外科又は脳神経外科に従事していること。
- (2) 整形外科専門医又は脳神経外科専門医であること。
- (3) 当該療養について五年以上の経験を有すること。
- (4) 当該療養について、当該療養を主として実施する医師又は補助を行う医師として二十例以上の症例を実施しており、そのうち当該療養を主として実施する医師として十例以上の症例を実施していること。

ロ 保険医療機関に係る基準

- (1) 整形外科又は脳神経外科を標榜していること。
- (2) 実施診療科において、常勤の医師が三名以上配置されていること。
- (3) 臨床工学技士が配置されていること。
- (4) 病床を有していること。
- (5) 当直体制が整備されていること。
- (6) 緊急手術体制が整備されていること。
- (7) 二十四時間院内検査を実施する体制が整備されていること。
- (8) 医療機器保守管理体制が整備されていること。
- (9) 医療安全管理委員会が設置されていること。

(10) 当該療養について十例以上の症例を実施していること。

(11) 届出月から起算して六月が経過するまでの間又は届出後当該療養を十例実施するまでの間は、一月に一回、地方社会保険事務局長に対し当該療養の実施状況について報告すること。

五十二 ケラチン病の遺伝子診断（水疱型魚鱗癬様紅皮症又は単純型表皮水疱症その他の遺伝子異常に係るものに限る。）の施設基準

イ 主として実施する医師に係る基準

(1) 専ら皮膚科に従事していること。

(2) 皮膚科専門医又は臨床遺伝専門医であること。

(3) 当該療養について一年以上の経験を有すること。

(4) 当該療養について、当該療養を主として実施する医師として症例を実施していること。

ロ 保険医療機関に係る基準

(1) 皮膚科を標榜していること。

(2) 実施診療科において、常勤の医師が二名以上配置されていること。

(3) 二十四時間院内検査を実施する体制が整備されていること。

(4) 医療機器保守管理体制が整備されていること。

(5) 倫理委員会が設置されており、届出後当該療養を初めて実施するときは、必ず事前に開催

すること。

- (6) 医療安全管理委員会が設置されていること。
- (7) 遺伝カウンセリングの実施体制を有していること。
- (8) 当該療養について症例を実施していること。

五十三 隆起性皮膚線維肉腫の遺伝子診断の施設基準

イ 主として実施する医師に係る基準

- (1) 専ら皮膚科に従事していること。
- (2) 皮膚科専門医であること。
- (3) 当該療養について三年以上の経験を有すること。
- (4) 当該療養について、当該療養を主として実施する医師として三例以上の症例を実施していること。

ロ 保険医療機関に係る基準

- (1) 皮膚科を標榜していること。
- (2) 実施診療科において、常勤の医師が二名以上配置されていること。
- (3) 二十四時間院内検査を実施する体制が整備されていること。
- (4) 医療機器保守管理体制が整備されていること。

(5) 倫理委員会が設置されており、必要なときは必ず事前に開催すること。

(6) 医療安全管理委員会が設置されていること。

(7) 当該療養について三例以上の症例を実施していること。

五十四 末梢^{しょう}血幹細胞による血管再生治療（慢性閉塞性動脈硬化症又はパージャヤー病（重篤な虚血性心疾患又は脳血管障害を有するものを除く。）に係るものに限る。）の施設基準

イ 主として実施する医師に係る基準

(1) 専ら循環器科、外科又は心臓血管外科に従事し、当該診療科について十年以上の経験を有すること。

(2) 循環器専門医又は心臓血管外科専門医であること。

(3) 当該療養について五年以上の経験を有すること。

(4) 当該療養について、当該療養を主として実施する医師として五例以上の症例を実施していること。

ロ 保険医療機関に係る基準

(1) 循環器科、外科又は心臓血管外科及び麻酔科を標榜していること。

(2) 実施診療科において、常勤の医師が二名以上配置されていること。

(3) 麻酔科において、医師が配置されていること。

- (4) 輸血部門が設置され、常勤の医師が配置されていること。
- (5) 専任の細胞培養を担当する者が配置され、院内で細胞培養を実施していること。
- (6) 病床を二百床以上有していること。
- (7) 当該療養を実施する病棟において、一日に看護を行う看護職員の数が、常時、入院患者の数が十又はその端数を増すごとに一以上であること。ただし、当該病棟において、一日に看護を行う看護職員の数が前段に規定する数に相当する数以上である場合には、当該病棟における夜勤を行う看護職員の数が、前段の規定にかかわらず、二以上であること。
- (8) 当直体制が整備されていること。
- (9) 緊急手術体制が整備されていること。
- (10) 二十四時間院内検査を実施する体制が整備されていること。
- (11) 医療機器保守管理体制が整備されていること。
- (12) 倫理委員会が設置されており、届出後当該療養を初めて実施するときは、必ず事前に開催すること。
- (13) 医療安全管理委員会が設置されていること。
- (14) 当該療養について五例以上の症例を実施していること。
- (15) 届出月から起算して六月が経過するまでの間又は届出後当該療養を五例実施するまでの間

は、一月に一回、地方社会保険事務局長に対し当該療養の実施状況について報告すること。

五十五 末梢^{しやう}血単核球移植による血管再生治療（慢性閉塞性動脈硬化症又はバージャー病（従来の内科的治療又は外科的治療が無効であるものに限り、三年以内の悪性新生物の既往又は未治療の糖尿病性網膜症のあるものを除く。）に係るものに限る。）の施設基準

イ 主として実施する医師に係る基準

- (1) 専ら循環器科、外科又は心臓血管外科に従事し、当該診療科について十年以上の経験を有すること。
- (2) 循環器専門医又は心臓血管外科専門医であること。
- (3) 当該療養について五年以上の経験を有すること。
- (4) 当該療養について、当該療養を主として実施する医師として五例以上の症例を実施していること。

ロ 保険医療機関に係る基準

- (1) 循環器科、外科又は心臓血管外科及び麻酔科を標榜していること。
- (2) 実施診療科において、常勤の医師が二名以上配置されていること。
- (3) 麻酔科において、医師が配置されていること。
- (4) 輸血部門が設置され、常勤の医師が配置されていること。

- (5) 専任の細胞培養を担当する者が配置され、院内で細胞培養を実施していること。
- (6) 病床を二百床以上有していること。
- (7) 当該療養を実施する病棟において、一日に看護を行う看護職員の数が、常時、入院患者の数が十又はその端数を増すごとに一以上であること。ただし、当該病棟において、一日に看護を行う看護職員の数が前段に規定する数に相当する数以上である場合には、当該病棟における夜勤を行う看護職員の数が、前段の規定にかかわらず、二以上であること。
- (8) 当直体制が整備されていること。
- (9) 緊急手術体制が整備されていること。
- (10) 二十四時間院内検査を実施する体制が整備されていること。
- (11) 医療機器保守管理体制が整備されていること。
- (12) 倫理委員会が設置されており、届出後当該療養を初めて実施するときは、必ず事前に開催すること。
- (13) 医療安全管理委員会が設置されていること。
- (14) 当該療養について五例以上の症例を実施していること。
- (15) 届出月から起算して六月が経過するまでの間又は届出後当該療養を五例実施するまでの間は、一月に一回、地方社会保険事務局長に対し当該療養の実施状況について報告すること。

五十六 一 絨毛膜性双胎妊娠において発症した双胎間輸血症候群に対する内視鏡的胎盤吻合血管レ
ーザー焼灼術（双胎間輸血症候群に罹患した一 絨毛膜性双胎妊娠の症例（妊娠十六週から二十
六週に限る。）に係るものに限る。）の施設基準

イ 主として実施する医師に係る基準

- (1) 専ら小児外科又は産科に従事していること。
- (2) 小児外科専門医又は産婦人科専門医であること。
- (3) 当該療養について五年以上の経験を有すること。
- (4) 当該療養について、当該療養を主として実施する医師又は補助を行う医師として十例以上の症例を実施しており、そのうち当該療養を主として実施する医師として五例以上の症例を実施していること。

ロ 保険医療機関に係る基準

- (1) 当該療養を主として実施する医師が専ら小児外科に従事している場合にあつては小児外科、産科及び麻酔科を、当該療養を主として実施する医師が専ら産科に従事している場合にあつては小児科、産科及び麻酔科を標榜していること。
- (2) 実施診療科において、常勤の医師が三名以上配置されていること。
- (3) 当該療養を主として実施する医師が専ら小児外科に従事している場合にあつては産科及び

麻酔科において、当該療養を主として実施する医師が専ら産科に従事している場合にあつては小児科及び麻酔科において、医師がそれぞれ配置されていること。

- (4) 臨床工学技士が配置されていること。
- (5) 病床を二百床以上有していること。
- (6) 当直体制が整備されていること。
- (7) 緊急手術体制が整備されていること。
- (8) 二十四時間院内検査を実施する体制が整備されていること。
- (9) 医療機器保守管理体制が整備されていること。
- (10) 倫理委員会が設置されており、当該療養を実施するときは必ず事前に開催すること。
- (11) 医療安全管理委員会が設置されていること。
- (12) 当該療養について五例以上の症例を実施していること。
- (13) 届出月から起算して六月が経過するまでの間又は届出後当該療養を十例実施するまでの間は、一月に一回、地方社会保険事務局長に対し当該療養の実施状況について報告すること。

五十七 カラー蛍光観察システム下気管支鏡検査及び光線力学療法（肺がん又は気管支前がん病変に係るものに限る。）の施設基準

イ 主として実施する医師に係る基準

- (1) 専ら呼吸器科に従事し、当該診療科について五年以上の経験を有すること。
- (2) 気管支鏡専門医であること。
- (3) 当該療養について三年以上の経験を有すること。
- (4) 当該療養について、当該療養を主として実施する医師又は補助を行う医師として二十例以上の症例を実施しており、そのうち当該療養を主として実施する医師として十例以上の症例を実施していること。

ロ 保険医療機関に係る基準

- (1) 呼吸器科を標榜していること。
- (2) 実施診療科において、常勤の医師が三名以上配置されていること。
- (3) 臨床工学技士が配置されていること。
- (4) 病床を有していること。
- (5) 当直体制が整備されていること。
- (6) 緊急手術体制が整備されていること。
- (7) 二十四時間院内検査を実施する体制が整備されていること。
- (8) 医療機器保守管理体制が整備されていること。
- (9) 倫理委員会が設置されており、必要なときは必ず事前に開催すること。

(10) 医療安全管理委員会が設置されていること。

(11) 当該療養について三十例以上の症例を実施していること。

五十八 先天性銅代謝異常症の遺伝子診断（ウイルソン病、メンケス病又はオクシピタルホーン症

候群に係るものに限る。）の施設基準

イ 主として実施する医師に係る基準

(1) 専ら内科又は小児科に従事し、当該診療科について五年以上の経験を有すること。

(2) 内科専門医、小児科専門医又は臨床遺伝専門医であること。

(3) 当該療養について一年以上の経験を有すること。

(4) 当該療養について、当該療養を主として実施する医師として症例を実施していること。

ロ 保険医療機関に係る基準

(1) 内科又は小児科を標榜していること。

(2) 実施診療科において、常勤の医師が配置されていること。

(3) 臨床検査技師が配置されていること。

(4) 二十四時間院内検査を実施する体制が整備されていること。

(5) 医療機器保守管理体制が整備されていること。

(6) 倫理委員会が設置されており、必要なときは必ず事前に開催すること。

- (7) 医療安全管理委員会が設置されていること。
 - (8) 遺伝カウンセリングの実施体制を有していること。
 - (9) 当該療養について症例を実施していること。
- 五十九 超音波骨折治療法（四肢の骨折（治療のために手術中に行われるものを除く。）のうち、観血的手術を実施したもの（開放骨折又は粉碎骨折に係るものを除く。）に係るものに限る。）の施設基準

イ 主として実施する医師に係る基準

- (1) 専ら整形外科に従事し、当該診療科について五年以上の経験を有すること。
- (2) 整形外科専門医であること。
- (3) 当該療養について一年以上の経験を有すること。
- (4) 当該療養について、当該療養を主として実施する医師として症例を実施していること。

ロ 保険医療機関に係る基準

- (1) 整形外科を標榜していること。
- (2) 実施診療科において、常勤の医師が配置されていること。
- (3) 病床を有していること。
- (4) 当直体制が整備されていること。

(5) 医療機器保守管理体制が整備されていること。

六十 CYP2C19 遺伝子多型検査に基づくテトラメイドのヘリコバクター・ピロリ除菌療法（ヘリコバクター・ピロリ感染を伴う胃潰瘍又は十二指腸潰瘍に係るものに限る。）の施設基準
イ 主として実施する医師に係る基準

(1) 専ら消化器科に従事していること。

(2) 消化器病専門医であること。

(3) 当該療養について一年以上の経験を有すること。

(4) 当該療養について、当該療養を主として実施する医師として症例を実施していること。

ロ 保険医療機関に係る基準

(1) 消化器科を標榜していること。

(2) 実施診療科において、消化器病専門医である常勤の医師が配置されていること。

(3) 臨床検査技師が配置されていること。

(4) 医療機器保守管理体制が整備されていること。

(5) 倫理委員会が設置されており、必要なときは必ず事前に開催すること。

(6) 医療安全管理委員会が設置されていること。

(7) 当該療養について十例以上の症例を実施していること。

六十一 非生体ドナーから採取された同種骨・靱帯組織の凍結保存（骨又は靱帯の再建術であつて、先天性疾患、外傷性（欠損性又は感染性偽関節に係るものに限る。）、骨腫瘍切除後、関節固定術時若しくは人工関節置換術時（初回又は再置換術時に限る。）の広範囲骨欠損、脊椎固定術時の骨融合促進又は靱帯断裂による関節不安定性に係るものに限る。）の施設基準

イ 主として実施する医師に係る基準

- (1) 専ら整形外科に従事し、当該診療科について五年以上の経験を有すること。
- (2) 整形外科専門医であること。
- (3) 当該療養について五年以上の経験を有すること。
- (4) 当該療養について、当該療養を主として実施する医師若又は補助を行う医師として五例以上の症例を実施しており、そのうち当該療養を主として実施する医師として三例以上の症例を実施していること。

ロ 保険医療機関に係る基準

- (1) 整形外科を標榜していること。
- (2) 実施診療科において、整形外科専門医である常勤の医師が二名以上配置されていること。
- (3) 麻酔科標榜医が配置されていること。
- (4) 組織移植を専ら担当する者が配置されていること。

- (5) 病床を有していること。
 - (6) 当直体制が整備されていること。
 - (7) 緊急手術体制が整備されていること。
 - (8) 二十四時間院内検査を実施する体制が整備されていること。
 - (9) 医療機器保守管理体制が整備されていること。
 - (10) 倫理委員会が設置されており、必要なときは必ず事前に開催すること。
 - (11) 医療安全管理委員会が設置されていること。
 - (12) 当該療養について五例以上の症例を実施していること。
 - (13) 日本組織移植学会の認定する組織バンクを有していること。
 - (14) 届出月から起算して六月が経過するまでの間又は届出後当該療養を十例実施するまでの間は、一月に一回、地方社会保険事務局長に対し当該療養の実施状況について報告すること。
- 六十二 X線CT画像診断に基づく手術用顕微鏡を用いた歯根端切除手術（難治性根尖性^{せん}歯周炎であつて、通常の根管治療では効果が認められないものに係るものに限る。）の施設基準
- イ 主として実施する歯科医師に係る基準
- (1) 専ら歯科に従事し、当該診療科について五年以上の経験を有すること。
 - (2) 歯科保存治療専門医であること。

(3) 当該療養について三年以上の経験を有すること。

(4) 当該療養について、当該療養を主として実施する歯科医師又は補助を行う歯科医師として六例以上の症例を実施しており、そのうち当該療養を主として実施する医師として、五例以上の症例を実施していること。

ロ 保険医療機関に係る基準

(1) 歯科を標榜していること。

(2) 実施診療科において、当該診療科に係る五年以上の経験及び当該療養に係る三年以上の経験を有する常勤の歯科医師が二名以上配置されており、そのうち一名以上は歯科保存治療専門医であること。

(3) 実施診療科において、看護師又は歯科衛生士が配置されていること。

(4) 医療機器保守管理体制が整備されていること。

(5) 医療安全管理委員会が設置されていること。

(6) 当該療養について十例以上の症例を実施していること。

(7) 届出月から起算して六月が経過するまでの間又は届出後当該療養を二十例実施するまでの間は、一月に一回、地方社会保険事務局長に対し当該療養の実施状況について報告すること。

六十三 定量的CTを用いた有限要素法による骨強度予測評価（骨粗鬆症^{しろう}、骨変形若しくは骨腫瘍

又は骨腫瘍搔爬術後若しくは骨髄炎搔爬術後の症状に係るものに限る。）の施設基準

イ 主として実施する医師に係る基準

- (1) 専ら整形外科に従事し、当該診療科について六年以上の経験を有すること。
- (2) 整形外科専門医であること。
- (3) 当該療養について一年以上の経験を有すること。
- (4) 当該療養について、当該療養を主として実施する医師として三例以上の症例を実施していること。

ロ 保険医療機関に係る基準

- (1) 整形外科を標榜していること。
- (2) 実施診療科において、常勤の医師が配置されていること。
- (3) 医療機器保守管理体制が整備されていること。
- (4) 当該療養について五例以上の症例を実施していること。

六十四 膀胱水圧拡張術（間質性膀胱炎に係るものに限る。）の施設基準

イ 主として実施する医師に係る基準

- (1) 専ら泌尿器科に従事し、当該診療科について五年以上の経験を有すること。
- (2) 泌尿器科専門医であること。

- (3) 当該療養について一年以上の経験を有すること。
- (4) 当該療養について、当該療養を主として実施する医師として五例以上の症例を実施していること。

ロ 保険医療機関に係る基準

- (1) 泌尿器科を標榜していること。
- (2) 実施診療科において、泌尿器科専門医である常勤の医師が配置されていること。
- (3) 麻酔科標榜医が配置されていること。
- (4) 病床を有していること。
- (5) 当該療養を実施する病棟において、一日に看護を行う看護職員の数が、常時、入院患者の数が十又はその端数を増すごとに一以上であること。ただし、当該病棟において、一日に看護を行う看護職員の数が前段に規定する数に相当する数以上である場合には、当該病棟における夜勤を行う看護職員の数が、前段の規定にかかわらず、二以上であること。
- (6) 当直体制が整備されていること。
- (7) 緊急手術体制が整備されていること。
- (8) 二十四時間院内検査を実施する体制が整備されていること。
- (9) 医療機器保守管理体制が整備されていること。

(10) 医療安全管理委員会が設置されていること。

(11) 当該療養について五例以上の症例を実施していること。

六十五 色素性乾皮症に係る遺伝子診断の施設基準

イ 主として実施する医師に係る基準

(1) 専ら皮膚科に従事し、当該診療科について五年以上の経験を有すること。

(2) 皮膚科専門医又は臨床遺伝専門医であること。

(3) 当該療養について三年以上の経験を有すること。

(4) 当該療養について、当該療養を主として実施する医師として三例以上の症例を実施していること。

ロ 保険医療機関に係る基準

(1) 皮膚科を標榜していること。

(2) 実施診療科において、常勤の医師が二名以上配置されていること。

(3) 臨床検査技師が配置されていること。

(4) 二十四時間院内検査を実施する体制が整備されていること。

(5) 医療機器保守管理体制が整備されていること。

(6) 倫理委員会が設置されており、届出後当該療養を初めて実施するときは、必ず事前に開催

すること。

- (7) 医療安全管理委員会が設置されていること。
- (8) 遺伝カウンセリングの実施体制を有していること。
- (9) 当該療養について三例以上の症例を実施していること。

六十六 先天性高インスリン血症に係る遺伝子診断の施設基準

イ 主として実施する医師に係る基準

- (1) 専ら小児科又は小児外科に従事し、当該診療科について三年以上の経験を有すること。
- (2) 小児科専門医、日本小児外科専門医又は臨床遺伝専門医であること。
- (3) 当該療養について一年以上の経験を有すること。
- (4) 当該療養について、当該療養を主として実施する医師として症例を実施していること。

ロ 保険医療機関に係る基準

- (1) 小児科又は小児外科を標榜していること。
- (2) 実施診療科において、常勤の医師が配置されていること。
- (3) 臨床検査技師が配置されていること。
- (4) 二十四時間院内検査を実施する体制が整備されていること。
- (5) 医療機器保守管理体制が整備されていること。

(6) 倫理委員会が設置されており、届出後当該療養を初めて実施するときは、必ず事前に開催すること。

(7) 医療安全管理委員会が設置されていること。

(8) 遺伝カウンセリングの実施体制を有していること。

(9) 当該療養について症例を実施していること。

六十七 歯周外科治療におけるバイオ・リジェネレーション法（歯周炎による重度垂直性骨欠損に係るものに限る。）の施設基準

イ 主として実施する医師に係る基準

(1) 専ら歯科又は歯科口腔外科に従事し、当該診療科について五年以上の経験を有すること。

(2) 歯周病専門医又は口腔外科専門医であること。

(3) 当該療養について三年以上の経験を有すること。

(4) 当該療養について、当該療養を主として実施する歯科医師又は補助を行う歯科医師として六例以上の症例を実施しており、そのうち当該療養を主として実施する医師として五例以上の症例を実施していること。

ロ 保険医療機関に係る基準

(1) 歯科又は歯科口腔外科を標榜していること。

(2) 実施診療科において、当該療養に係る三年以上の経験を有し、歯周病専門医又は口腔外科専門医である常勤の歯科医師が配置されていること。

(3) 実施診療科において、看護師又は歯科衛生士が配置されていること。

(4) 医療機器保守管理体制が整備されていること。

(5) 医療安全管理委員会が設置されていること。

(6) 当該療養について十例以上の症例を実施していること。

(7) 届出月から起算して六月が経過するまでの間又は届出後当該療養を二十例実施するまでの間は、一月に一回、地方社会保険事務局長に対し当該療養の実施状況について報告すること。

六十八 セメント固定人工股関節再置換術におけるコンピュータ支援フルオロナビゲーションを用いたセメント除去術（人工股関節のたるみに係るものに限る。）の施設基準

イ 主として実施する医師に係る基準

(1) 専ら整形外科に従事し、当該診療科について五年以上の経験を有すること。

(2) 整形外科専門医であること。

(3) 当該療養について一年以上の経験を有すること。

(4) 当該療養について、当該療養を主として実施する医師として三例以上の症例を実施していること。

ロ 保険医療機関に係る基準

- (1) 整形外科及び麻酔科を標榜していること。
- (2) 実施診療科において、常勤の医師が二名以上配置されていること。
- (3) 麻酔科において、医師が配置されていること。
- (4) 臨床工学技士が配置されていること。
- (5) 病床を二百床以上有していること。
- (6) 当該療養を実施する病棟において、一日に看護を行う看護職員の数が、常時、入院患者の数が十又はその端数を増すごとに一以上であること。ただし、当該病棟において、一日に看護を行う看護職員の数が前段に規定する数に相当する数以上である場合には、当該病棟における夜勤を行う看護職員の数が、前段の規定にかかわらず、二以上であること。
- (7) 当直体制が整備されていること。
- (8) 緊急手術体制が整備されていること。
- (9) 二十四時間院内検査を実施する体制が整備されていること。
- (10) 医療機器保守管理体制が整備されていること。
- (11) 医療安全管理委員会が設置されていること。
- (12) 当該療養について三例以上の症例を実施していること。

六十九 腹腔鏡下直腸固定術（直腸脱に係るものに限る。）の施設基準

イ 主として実施する医師に係る基準

- (1) 専ら外科に従事し、当該診療科について十年以上の経験を有すること。
- (2) 消化器外科専門医であること。
- (3) 当該療養について三年以上の経験を有すること。
- (4) 当該療養について、当該療養を主として実施する医師として三例以上の症例を実施していること。

ロ 保険医療機関に係る基準

- (1) 外科及び麻酔科を標榜していること。
- (2) 実施診療科において、常勤の医師が二名以上配置されていること。
- (3) 麻酔科において、常勤の医師が配置されていること。
- (4) 臨床工学技士が配置されていること。
- (5) 病床を二十床以上有していること。
- (6) 当該療養を実施する病棟において、一日に看護を行う看護職員の数が、常時、入院患者の

数が十又はその端数を増すごとに一以上であること。ただし、当該病棟において、一日に看護を行う看護職員の数が前段に規定する数に相当する数以上である場合には、当該病棟にお

ける夜勤を行う看護職員の数が、前段の規定にかかわらず、二以上であること。

(7) 当直体制が整備されていること。

(8) 緊急手術体制が整備されていること。

(9) 二十四時間院内検査を実施する体制が整備されていること。

(10) 医療機器保守管理体制が整備されていること。

(11) 医療安全管理委員会が設置されていること。

(12) 当該療養について十例以上の症例を実施していること。

(13) 届出月から起算して四月が経過するまでの間又は届出後当該療養を五例実施するまでの間は、一月に一回、地方社会保険事務局長に対し当該療養の実施状況について報告すること。

七十 骨移動術による関節温存型再建（骨軟部腫瘍切除後の骨欠損に係るものに限る。）の施設基

準

イ 主として実施する医師に係る基準

(1) 専ら整形外科に従事し、当該診療科について五年以上の経験を有すること。

(2) 整形外科専門医であること。

(3) 当該療養について五年以上の経験を有すること。

(4) 当該療養について、当該療養を主として実施する医師又は補助を行う医師として六例以上

の症例を実施しており、そのうち当該療養を主として実施する医師として三例以上の症例を実施していること。

ロ 保険医療機関に係る基準

- (1) 整形外科及び麻酔科を標榜していること。
- (2) 実施診療科において、常勤の医師が二名以上配置されていること。
- (3) 麻酔科において、医師が配置されていること。
- (4) 病床を有していること。
- (5) 当該療養を実施する病棟において、一日に看護を行う看護職員の数が、常時、入院患者の数が十又はその端数を増すごとに一以上であること。ただし、当該病棟において、一日に看護を行う看護職員の数が前段に規定する数に相当する数以上である場合には、当該病棟における夜勤を行う看護職員の数が、前段の規定にかかわらず、二以上であること。
- (6) 当直体制が整備されていること。
- (7) 緊急手術体制が整備されていること。
- (8) 二十四時間院内検査を実施する体制が整備されていること。
- (9) 医療機器保守管理体制が整備されていること。
- (10) 医療安全管理委員会が設置されていること。

(11) 当該療養について三例以上の症例を実施していること。

七十一 肝切除手術における画像支援ナビゲーション（原発性肝がん、肝内胆管がん、転移性肝がん又は生体肝移植ドナーに係るものに限る。）の施設基準

イ 主として実施する医師に係る基準

- (1) 専ら外科に従事し、当該診療科について十年以上の経験を有すること。
- (2) 消化器外科専門医であること。
- (3) 当該療養について一年以上の経験を有すること。
- (4) 当該療養について、当該療養を主として実施する医師として症例を実施していること。

ロ 保険医療機関に係る基準

- (1) 外科及び麻酔科を標榜していること。
- (2) 実施診療科において、常勤の医師が二名以上配置されていること。
- (3) 麻酔科において、常勤の医師が配置されていること。
- (4) 臨床工学技士が配置されていること。
- (5) 病床を二十床以上有していること。
- (6) 当該療養を実施する病棟において、一日に看護を行う看護職員の数が、常時、入院患者の

数が十又はその端数を増すごとに一以上であること。ただし、当該病棟において、一日に看

護を行う看護職員の数が前段に規定する数に相当する数以上である場合には、当該病棟における夜勤を行う看護職員の数が、前段の規定にかかわらず、二以上であること。

- (7) 当直体制が整備されていること。
- (8) 緊急手術体制が整備されていること。
- (9) 二十四時間院内検査を実施する体制が整備されていること。
- (10) 医療機器保守管理体制が整備されていること。
- (11) 医療安全管理委員会が設置されていること。

七十二 樹状細胞及び腫瘍抗原ペプチドを用いたがんワクチン療法（腫瘍抗原を発現する消化管悪性腫瘍（食道がん、胃がん又は大腸がん）、進行再発乳がん又は原発性若しくは転移性肺がんに係るものに限る。）の施設基準

イ 主として実施する医師に係る基準

- (1) 専ら内科、消化器科又は外科に従事していること。
- (2) 血液専門医、消化器病専門医、呼吸器外科専門医、消化器外科専門医又は乳腺専門医であること。
- (3) 当該療養について五年以上の経験を有すること。
- (4) 当該療養について、当該療養を主として実施する医師として五例以上の症例を実施していること。

ること。

ロ 保険医療機関に係る基準

- (1) 内科、消化器又は外科を標榜していること。
- (2) 当該療養を実施する診療科において、常勤の医師が二名以上配置されていること。
- (3) 病理部門が設置され、病理医が配置されていること。
- (4) 輸血部門が設置され、常勤の医師が配置されていること。
- (5) 専任の細胞培養を担当する者が配置され、院内で細胞培養を実施していること。
- (6) 当直体制が整備されていること。
- (7) 緊急手術体制が整備されていること。
- (8) 二十四時間院内検査を実施する体制が整備されていること。
- (9) 医療機器保守管理体制が整備されていること。
- (10) 倫理委員会が設置されており、必要なときは必ず事前に開催すること。
- (11) 医療安全管理委員会が設置されていること。
- (12) 当該療養について十五例以上の症例を実施していること。
- (13) 届出月から起算して六月が経過するまでの間又は届出後当該療養を十例実施するまでの間は、一月に一回、地方社会保険事務局長に対し当該療養の実施状況について報告すること。

七十三 自己腫瘍・組織を用いた活性化自己リンパ球移入療法（がん性の胸水、腹水又は進行がんに係るものに限る。）の施設基準

イ 主として実施する医師に係る基準

- (1) 専ら内科、呼吸器科、消化器科又は外科に従事していること。
- (2) 血液専門医、消化器病専門医、呼吸器外科専門医又は消化器外科専門医であること。
- (3) 当該療養について五年以上の経験を有すること。
- (4) 当該療養について、当該療養を主として実施する医師として五例以上の症例を実施していること。

ロ 保険医療機関に係る基準

- (1) 内科、呼吸器科、消化器科又は外科を標榜していること。
- (2) 当該療養を実施する診療科において、常勤の医師が二名以上配置されていること。
- (3) 専任の細胞培養を担当する者が配置され、院内で細胞培養を実施していること。
- (4) 当直体制が整備されていること。
- (5) 緊急手術体制が整備されていること。
- (6) 二十四時間院内検査を実施する体制が整備されていること。
- (7) 医療機器保守管理体制が整備されていること。

(8) 倫理委員会が設置されており、必要なときは必ず事前に開催すること。

(9) 医療安全管理委員会が設置されていること。

(10) 当該療養について十五例以上の症例を実施していること。

(11) 届出月から起算して六月が経過するまでの間又は届出後当該療養を十例実施するまでの間は、一月に一回、地方社会保険事務局長に対し当該療養の実施状況について報告すること。

七十四 自己腫瘍・組織及び樹状細胞を用いた活性化自己リンパ球移入療法（がん性の胸水、腹水又は進行がんに係るものに限る。）の施設基準

イ 主として実施する医師に係る基準

(1) 専ら内科、呼吸器科、消化器科又は外科に従事していること。

(2) 血液専門医、消化器病専門医、呼吸器外科専門医又は消化器外科専門医であること。

(3) 当該療養について五年以上の経験を有すること。

(4) 当該療養について、当該療養を主として実施する医師として五例以上の症例を実施していること。

ロ 保険医療機関に係る基準

(1) 内科、呼吸器科、消化器科又は外科を標榜していること。

(2) 当該療養を実施する診療科において、常勤の医師が二名以上配置されていること。

- (3) 専任の細胞培養を担当する者が配置され、院内で細胞培養を実施していること。
- (4) 当直体制が整備されていること。
- (5) 緊急手術体制が整備されていること。
- (6) 二十四時間院内検査を実施する体制が整備されていること。
- (7) 医療機器保守管理体制が整備されていること。
- (8) 倫理委員会が設置されており、必要なときは必ず事前開催すること。
- (9) 医療安全管理委員会が設置されていること。
- (10) 当該療養について十五例以上の症例を実施していること。
- (11) 届出月から起算して六月が経過するまでの間又は届出後当該療養を十例実施するまでの間は、一月に一回、地方社会保険事務局長に対し当該療養の実施状況について報告すること。

七十五 リアルタイムPCRを用いた迅速診断（EBウイルス感染症に係るものに限る。）の施設基

準

イ 主として実施する医師に係る基準

- (1) 専ら内科、小児科、外科、小児外科又は泌尿器科に従事し、当該診療科について三年以上の経験を有すること。

- (2) 内科専門医、小児科専門医、外科専門医、小児外科専門医又は泌尿器科専門医であること。

(3) 当該療養について一年以上の経験を有すること。

(4) 当該療養について、当該療養を主として実施する医師として症例を実施していること。

ロ 保険医療機関に係る基準

(1) 内科、小児科、外科、小児外科又は泌尿器科を標榜していること。

(2) 実施診療科において、常勤の医師が配置されていること。

(3) 臨床検査技師が配置されていること。

(4) 二十四時間院内検査を実施する体制が整備されていること。

(5) 医療機器保守管理体制が整備されていること。

(6) 医療安全管理委員会が設置されていること。

(7) 当該療養について症例を実施していること。

七十六 内視鏡下小切開泌尿器腫瘍手術（尿管腫瘍、膀胱腫瘍、後腹膜腫瘍、後腹膜リンパ節腫瘍（精巣がんから転移したものに限る。）又は骨盤リンパ節腫瘍（泌尿器がんから転移したものに限る。）に係るものに限る。）の施設基準

イ 主として実施する医師に係る基準

(1) 専ら泌尿器科に従事し、当該診療科について五年以上の経験を有すること。

(2) 泌尿器科専門医であること。

- (3) 当該療養について一年以上の経験を有すること。
- (4) 当該療養について、当該療養を主として実施する医師として三例以上の症例を実施していること。

ロ 保険医療機関に係る基準

- (1) 泌尿器科を標榜していること。
- (2) 実施診療科において、常勤の医師が配置されていること。
- (3) 麻酔科標榜医が配置されていること。
- (4) 病床を有していること。
- (5) 当直体制が整備されていること。
- (6) 緊急手術体制が整備されていること。
- (7) 二十四時間院内検査を実施する体制が整備されていること。
- (8) 医療機器保守管理体制が整備されていること。
- (9) 医療安全管理委員会が設置されていること。
- (10) 当該療養について三例以上の症例を実施していること。

3 前項各号に掲げる先進医療のほか、次の各号に掲げるものについては、当該療養を適切に実施で

きる体制を備えていると個別に認められた保険医療機関において行われるものであること。

- 一 内視鏡下頸部^{けい}良性腫瘍摘出術（頸部^{けい}良性腫瘍又はバセドウ病に係るものに限る。）
- 二 悪性黒色腫におけるセンチネルリンパ節の遺伝子診断
- 三 腫瘍性骨病変及び骨粗鬆症^{しろう}に伴う骨脆弱性病変^{ぜい}に対する経皮的骨形成術（転移性脊椎骨腫瘍、骨粗鬆症^{しろう}による脊椎骨折又は難治性疼痛^{せき}を伴う椎体圧迫骨折若しくは臼蓋骨折^{きゆうがい}に係るものに限る。）
- 四 悪性黒色腫又は乳がんにおけるセンチネルリンパ節の同定と転移の検索
- 五 カフェイン併用化学療法（骨肉腫、悪性線維性組織球腫、滑膜肉腫又は明細胞肉腫その他の骨軟部悪性腫瘍に係るものに限る。）
- 六 胎児尿路・羊水腔^{くう}シヤント術（胎児閉塞性尿路疾患のうち、胎児腎機能が保たれており、羊水過少を認めるものに限る。）
- 七 筋過緊張に対するマッスル・アフアレント・ブロック治療（ジストニア、痙性麻痺^{けい}その他の局所の筋過緊張を呈する病態に係るものに限る。）
- 八 胸部悪性腫瘍に対するラジオ波焼灼療法^{しやく}（胸部悪性腫瘍（従来の外科的治療法の実施が困難なもの又は外科的治療法の実施により根治性が期待できないものに限る。）に係るものに限る。）
- 九 腎悪性腫瘍に対するラジオ波焼灼療法^{しやく}（腎悪性腫瘍（従来の外科的治療法の実施が困難なもの又は外科的治療法の実施により根治性が期待できないものに限る。）に係るものに限る。）

- 十 内視鏡下甲状腺がん手術（甲状腺乳頭がんに係るものに限る。）
- 十一 骨腫瘍のCT透視ガイド下経皮的ラジオ波焼灼療法（転移性骨腫瘍で既存の治療法により制御不良なもの又は類骨腫（診断の確実なものに限る。）に係るものに限る。）
- 十二 下肢静脈瘤に対する血管内レーザー治療法（二次性下肢静脈瘤に係るものに限る。）
- 十三 胎児胸腔・羊水腔シヤントチューブ留置術（原発性胎児胸水又は肺分画症による続発性胎児胸水のうち、胎児水腫又は羊水過多であるものであって、胸腔穿刺後すみやかな胸水の再貯蓄が認められるもの（妊娠二十週から三十四週未満に限る。）に係るものに限る。）
- 十四 早期胃がんに対する腹腔鏡下センチネルリンパ節検索
- 十五 副甲状腺内活性型ビタミンD（アナログ）直接注入療法（二次性副甲状腺機能亢進症に係るものに限る。）